

第3期 飯綱町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

飯 綱 町

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 子ども・子育て支援事業計画とは	2
3 計画の策定方法	3
第2章 飯綱町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	4
1 統計からみる飯綱町の現状	4
2 ニーズ調査の結果概要	12
3 こどもと子育て家庭を取り巻く課題	23
第3章 計画の基本理念と施策体系	25
1 基本理念	25
2 基本的な視点	25
3 基本目標	26
4 施策体系	27
第4章 施策の展開	28
基本目標1 すべてのこどもの育ちを支援します	28
基本目標2 子育てに喜びや希望を感じられる支援をします	33
基本目標3 地域全体で子育ての支援をします	38
第5章 量の見込みと確保の内容	42
1 教育・保育提供区域	42
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	42
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	44
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	51
第6章 計画の推進体制と進捗管理	52
1 推進体制の整備	52
2 計画の進捗管理	52
3 計画内容や進捗状況の周知	52
資料編	53
1 計画の策定経過	53
2 委員名簿	53
3 飯綱町保育所運営委員会に関する規則	54

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の出生数は年々減少しており、少子化が進んでいます。我が国の子ども・子育て支援においては、急速な少子化に対応するため、あらゆる取り組みが進められてきました。しかしながら、価値観やライフスタイルの多様化、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、様々な課題やニーズが表面化しています。特に近年では、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待の顕在化、女性の社会進出による保育ニーズの増大や待機児童の増加等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした変化を受け、国は、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）』をスタートさせました。新制度のもとでは、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざし、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進が必要となっています。

また、令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援対策は新たなステージへと進んでいます。

飯綱町では、平成 27 年 3 月に「第 1 期飯綱町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期飯綱町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、児童福祉や母子保健などの子ども子育て支援を推進してきましたが、令和 6 年度で最終年度を迎えることから、「第 3 期飯綱町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策の総合的な推進をはかり、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 子ども・子育て支援事業計画とは

(1)計画の法的根拠

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育て支援に係る総合的な計画として策定するものです。

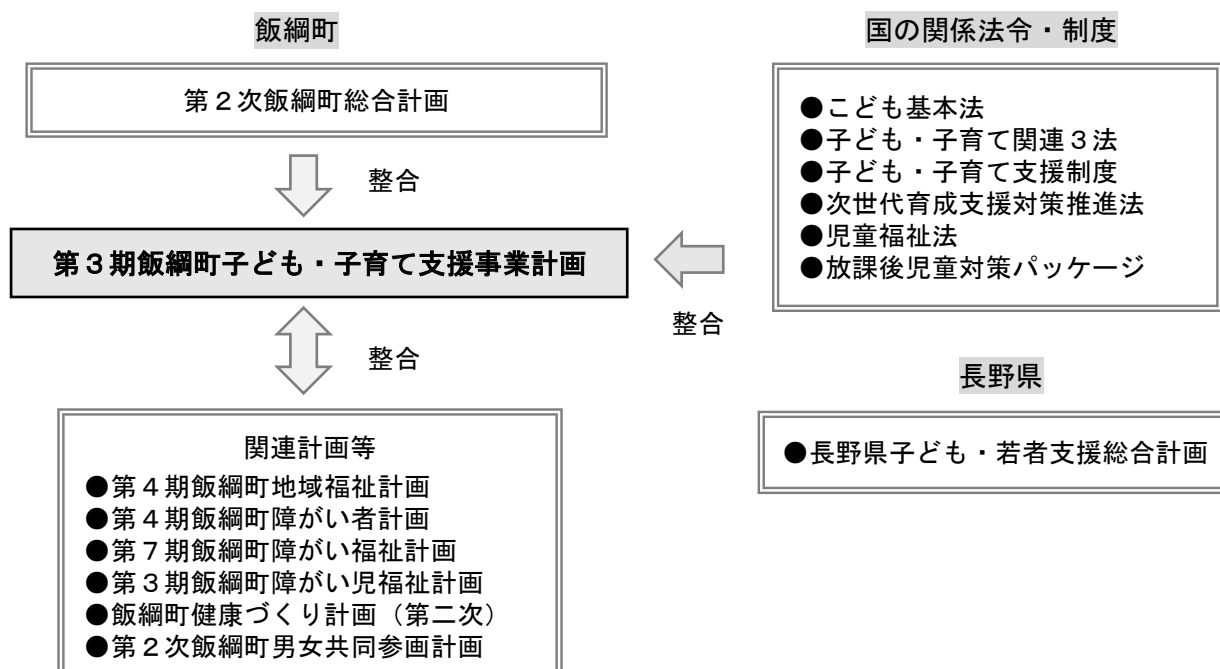
また、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量を確保する上で必要な施策を展開していくため、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく「市町村行動計画」を内包します。

さらに、「新・放課後子ども総合プラン」は令和 5 年度末で終了しましたが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策を本計画の中に盛り込むことで、引き続き計画的に推進していきます。

子ども・子育て支援法
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
次世代育成支援対策推進法
第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

(2)各種計画の整合

平成 29 年度に策定した飯綱町の最上位計画である「第2次飯綱町総合計画」にある「子育て・子育て」の具体的な行動計画として、長野県や飯綱町の関連計画とも整合性を保ちながら、本計画の施策を総合的に推進します。



(3)計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

平成 27 年度	...	平成 31 年度 (令和 元年度)	令和 2年度	...	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
飯綱町 子ども・子育て 支援事業計画			第2期飯綱町 子ども・子育て 支援事業計画 (前回計画)			第3期飯綱町子ども・子育て 支援事業計画 (本計画)				

3 計画の策定方法

(1)飯綱町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、児童福祉の関係者、保護者の代表者、行政機関等から構成される飯綱町保育所運営委員会を「飯綱町子ども・子育て会議」と位置付けました。本計画が飯綱町の現状を反映し、今後の子ども・子育て支援施策の方向性を正しく示した内容となるよう、本計画案について検討を重ねました。

(2)飯綱町子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

本計画の策定にあたり、子育てをしている家庭の教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況や利用意向、生活実態、要望・意見等を把握することを目的としてニーズ調査を実施しました。

(3)パブリックコメント

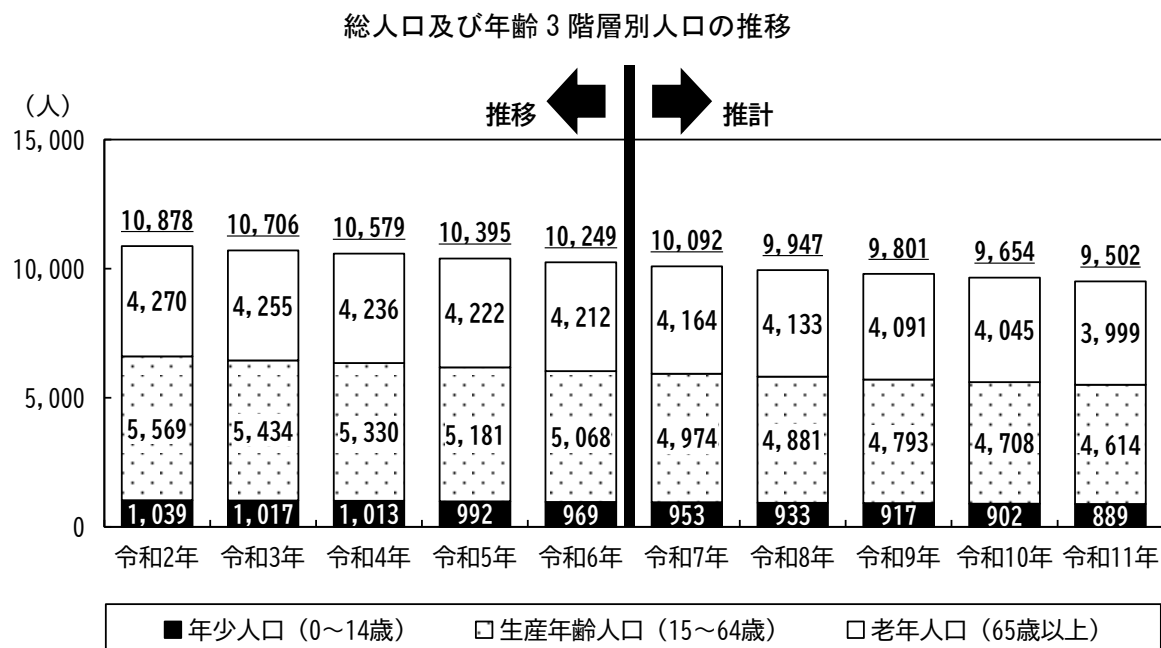
町民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るため、令和7年2月14日から令和7年3月15日にかけてパブリックコメントを実施し、町民の皆様からの意見を反映しました。

第2章 飯綱町のこどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

1 統計からみる飯綱町の現状

(1) 総人口の状況

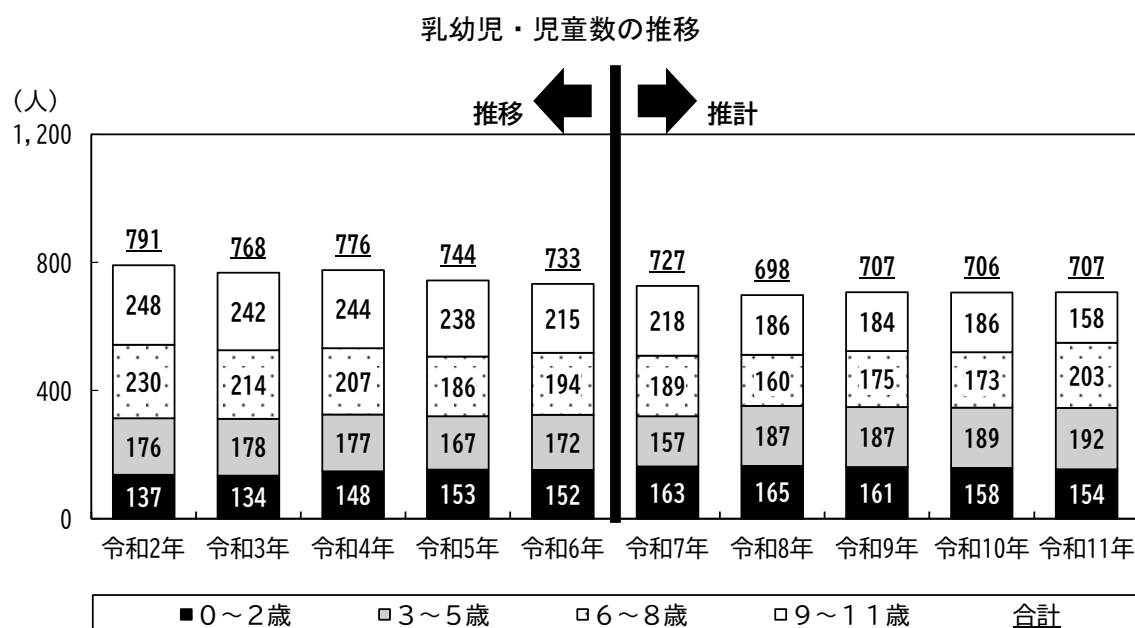
飯綱町の総人口は、令和2年から令和6年までの間に629人減少しており、減少率は5.8%でした。今後、年齢3階層別にみても、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)すべてにおいて人口が減少していくことが見込まれており、本計画の最終年度である令和11年には9,502人となっています。



資料: 令和2年～令和6年実績値……住民基本台帳(各年9月30日現在)
: 令和7年～令和11年推計値……実績値を基にしたコーホート要因法により算出

(2) 乳幼児・児童数の状況

乳幼児及び児童数の推移をみると、減少傾向となっており、令和2年から令和6年までの5年間で58人減少しており、減少率は7.3%となっています。今後の推計においても乳幼児・児童数は減少していくことが見込まれており、本計画の最終年度である令和11年には707人と見込まれます。

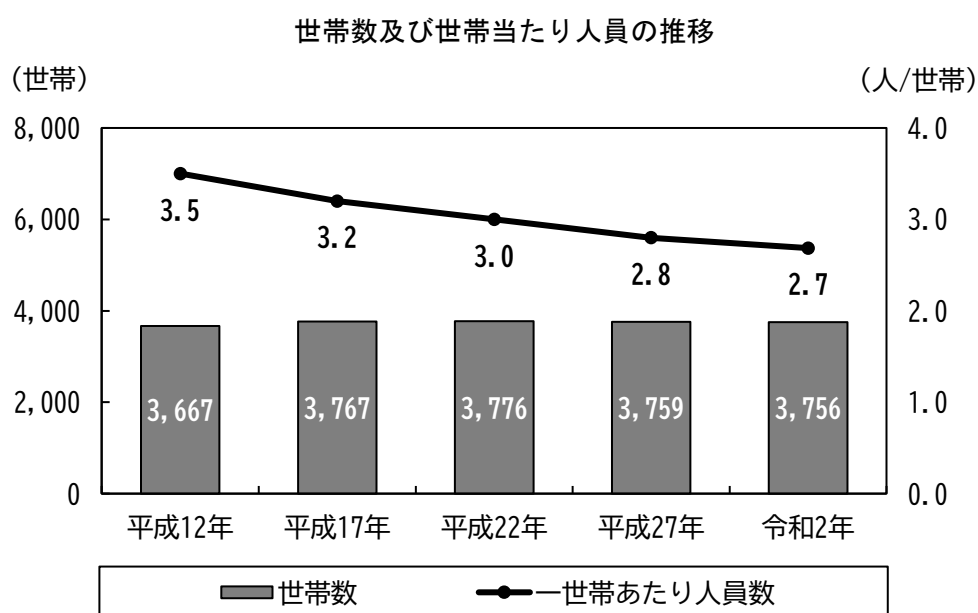


資料: 令和2年～令和6年実績値……住民基本台帳(各年9月30日現在)
 : 令和7年～令和11年推計値……実績値を基にしたコーホート要因法により算出

(3)世帯の状況

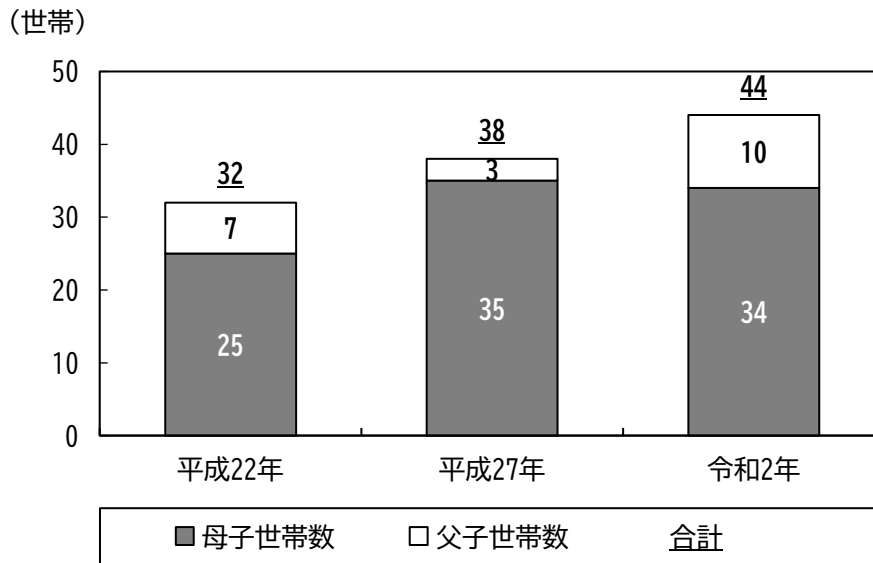
平成12年から令和2年までの20年間ににおける世帯数の推移をみると、89件の増加となっています。また、世帯当たり人員は0.8人の減少となっており、世帯の小規模化が進行しています。

母子世帯・父子世帯数は10年間で12世帯増加しています。直近5年間では、父子世帯が7世帯の増加となっています。



資料: 国勢調査

母子世帯数・父子世帯数の推移



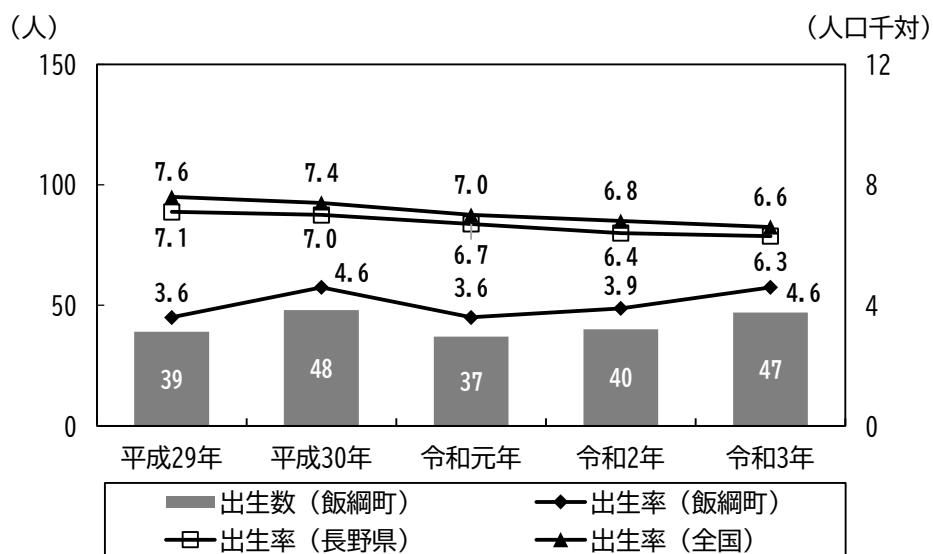
資料：国勢調査

(4)出生数・出生率の状況

出生数の推移をみると、年間で概ね 40 人前後で推移していますが、令和元年以降は増加傾向となっています。

出生率(人口千人あたりの出生数)は、令和元年以降増加傾向となっていますが、全国及び長野県の数値を下回っています。

出生数及び出生率の推移

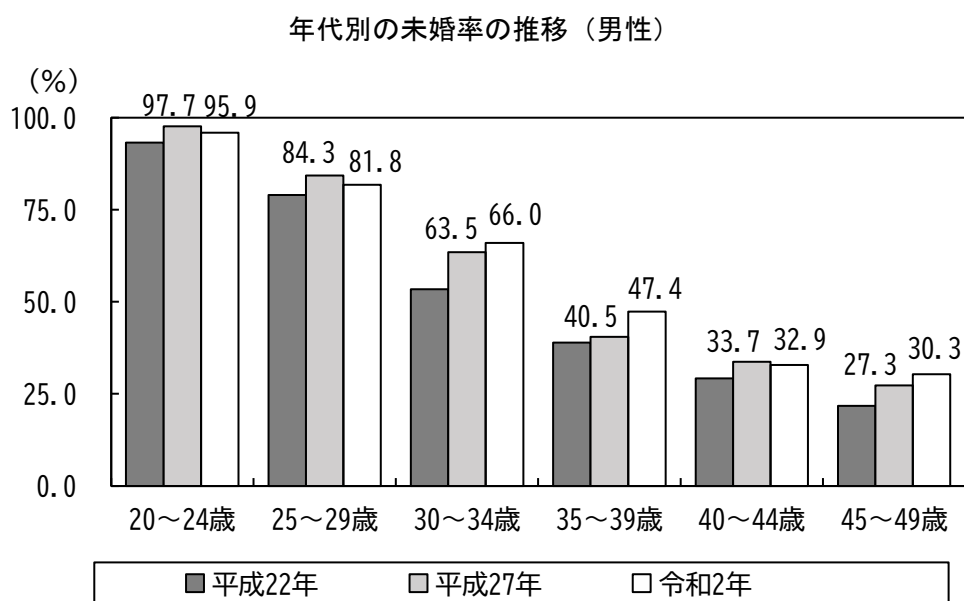


資料：長野県衛生年報

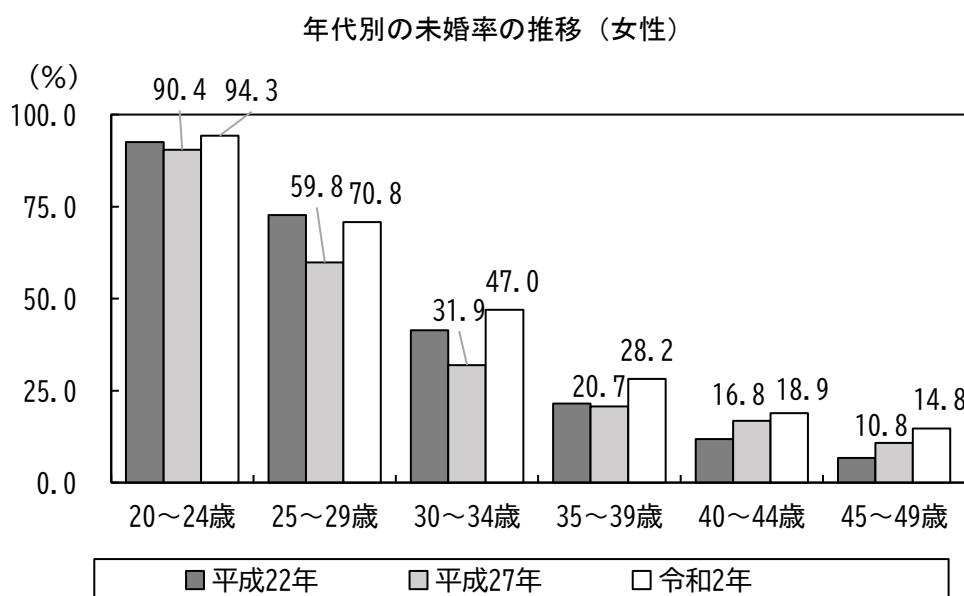
(5)婚姻の状況

男性の未婚率をみると、20 歳代及び 40～44 歳の年代では平成 27 年よりも令和 2 年の方が、数値が低くなっていますが、その他の年代は増加傾向となっています。

女性の未婚率は軒並み増加していますが、特に 30～34 歳、25～29 歳の年代で大きく上昇しています。



資料：国勢調査

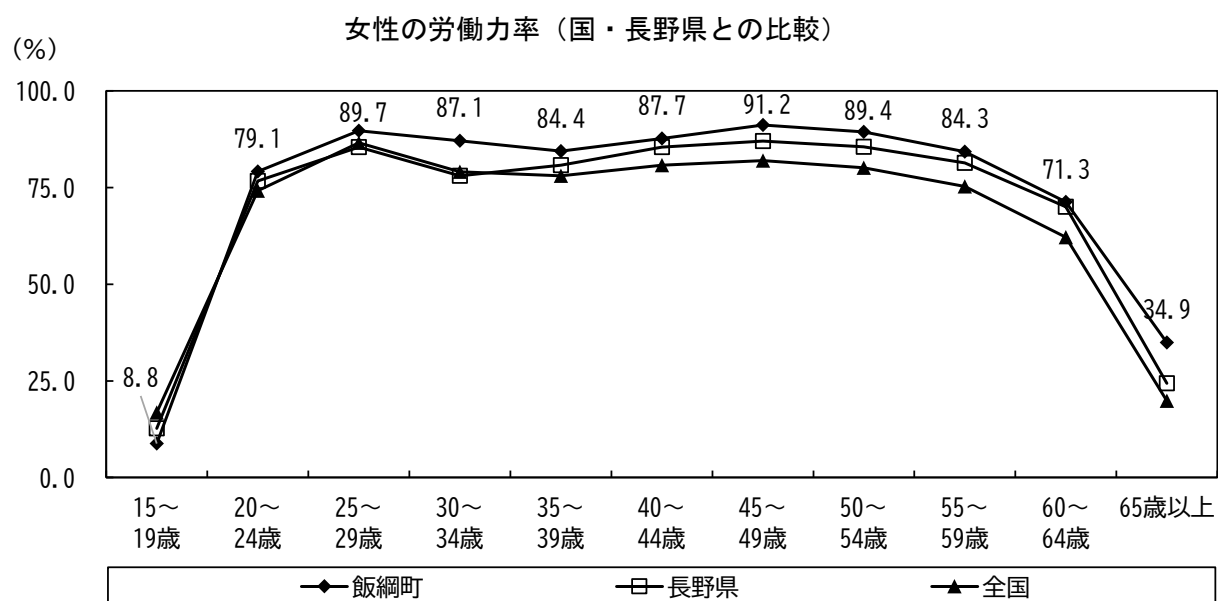


資料：国勢調査

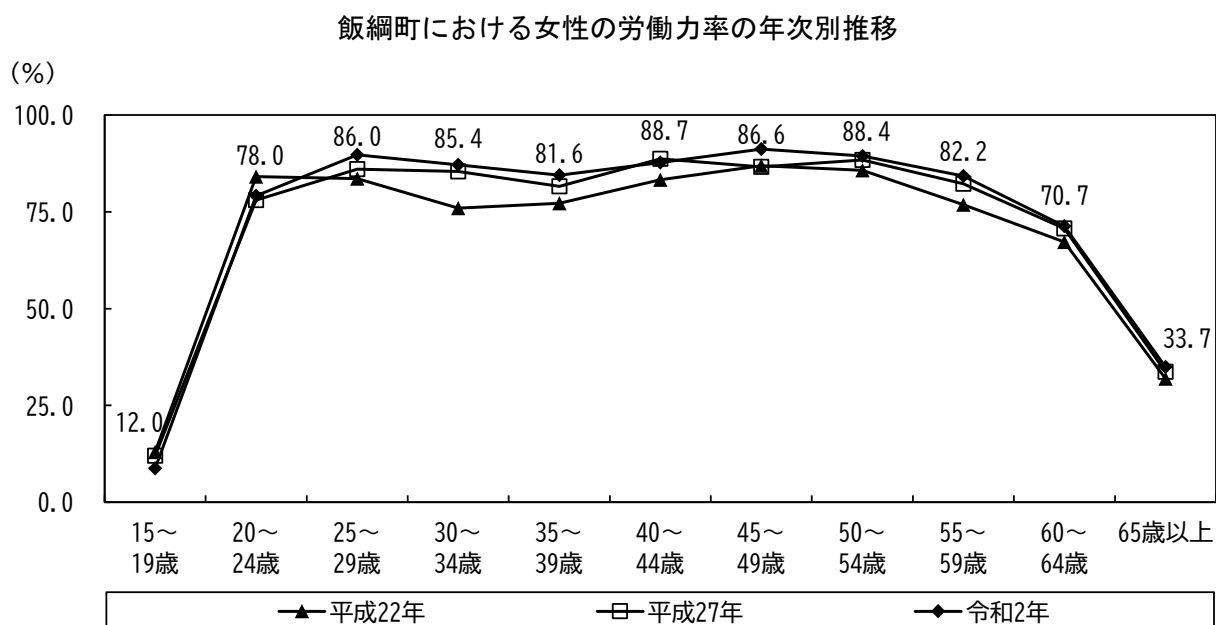
(6)女性の労働の状況

女性の労働力率をみると各年代において、全国及び長野県の数値を上回っています。特に 30～34 歳の年代では全国及び県との差が大きくなっています。

平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年の 3 時点で比較すると、各年代において増加傾向となっています。



資料：国勢調査（令和 2 年）



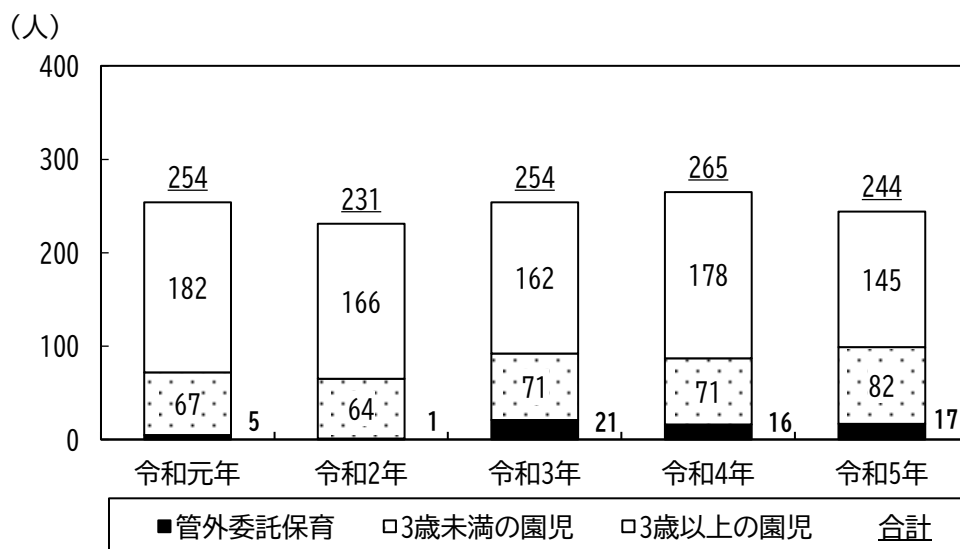
資料：国勢調査（表記数値は、前回調査の平成 27 年のもの）

(7)保育所に通園する園児数の状況

園児数の推移をみると、総数は230人～260人台で推移しています。令和3年以降では、3歳未満の園児と、管外委託保育が増加しています。

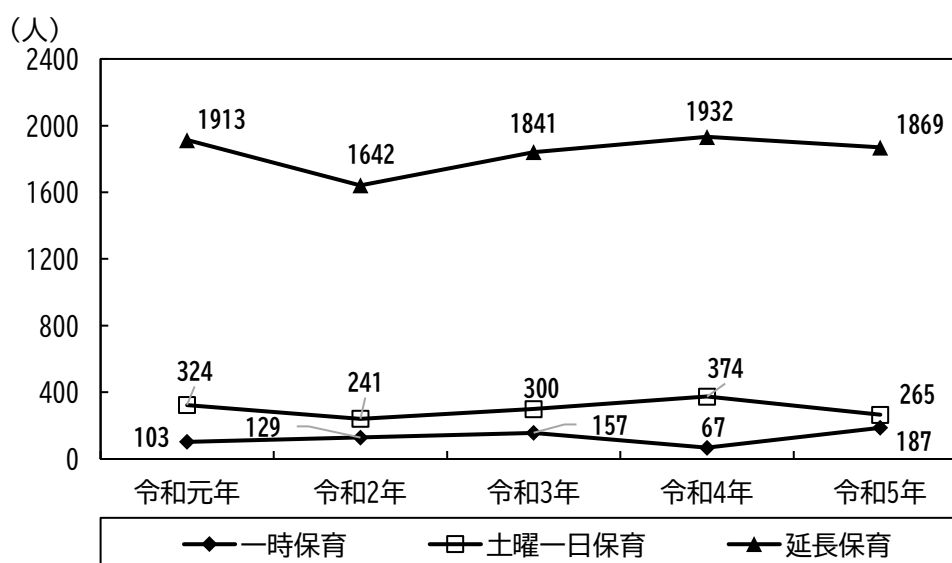
通常保育以外の利用者数の推移をみると、延長保育が1,900人前後、土曜一日保育が300人前後で推移しています。なお、一時的保育は令和5年には187人となっており大きく増加しています。

保育所等に通園する園児数の推移



資料:飯綱町教育委員会

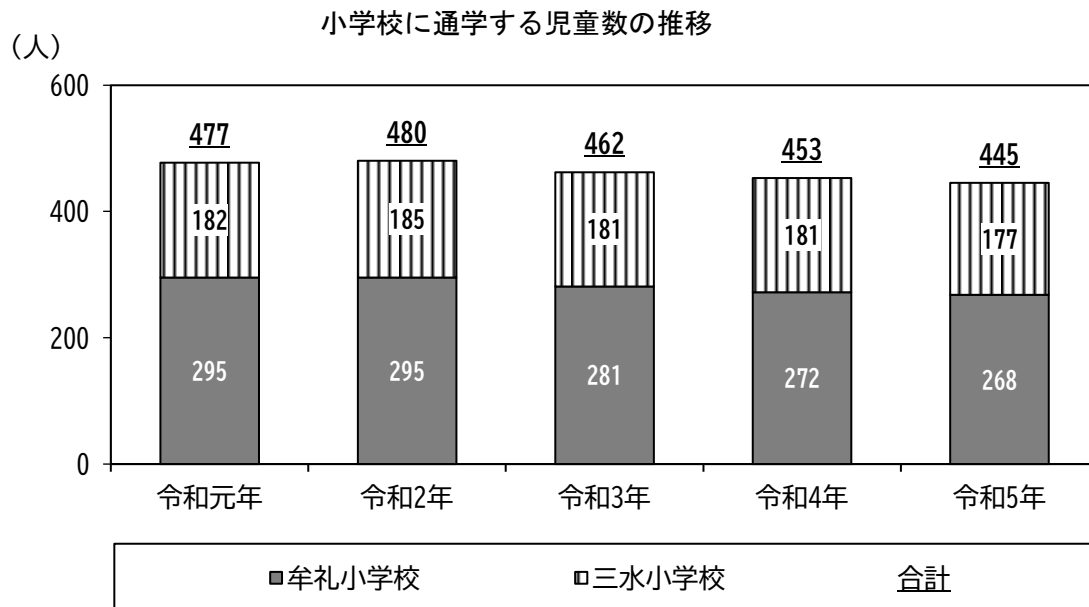
通常保育以外の利用者数の推移



資料:飯綱町教育委員会

(8) 小学校に通学する児童数の状況

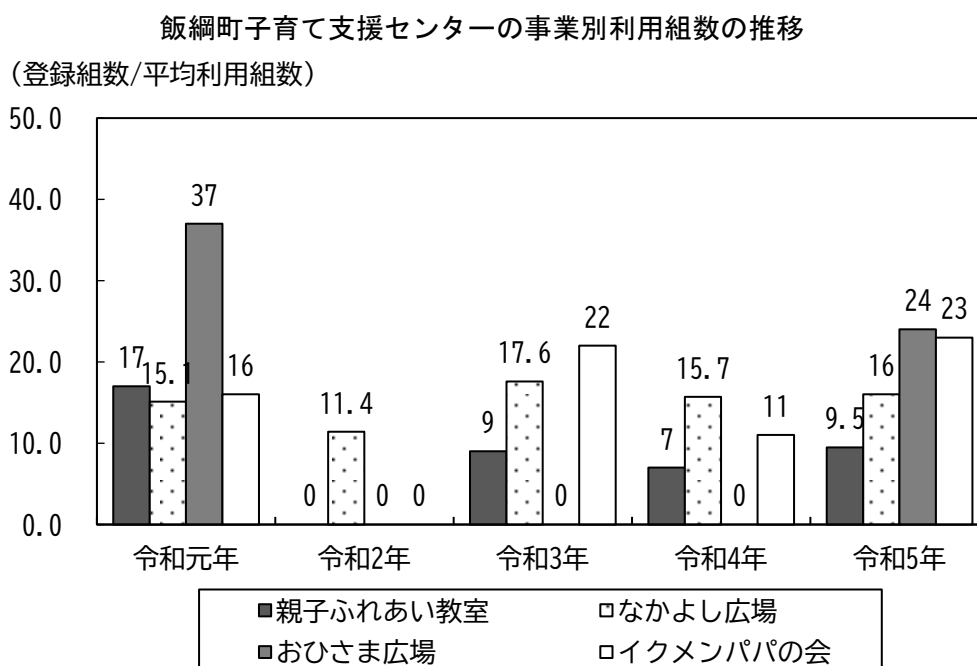
飯綱町の小学校は、平成 30 年の統合により、牟礼小学校と三水小学校の 2 校となっています。通学する児童数はやや減少傾向であり、令和元年から令和 5 年の間で、牟礼小学校は 27 人の減少、三水小学校は 5 人の減少となっています。



(9)飯綱町子育て支援センターの状況

飯綱町では、令和3年5月に子育て世代支援施設「みつどんのお家(うち)」が開設され、子育て支援機能の中核を担っています。おひさま広場はコロナ禍の影響により令和2年から令和4年まで休止しました。その他の事業は、ほぼ横ばいで推移しています。

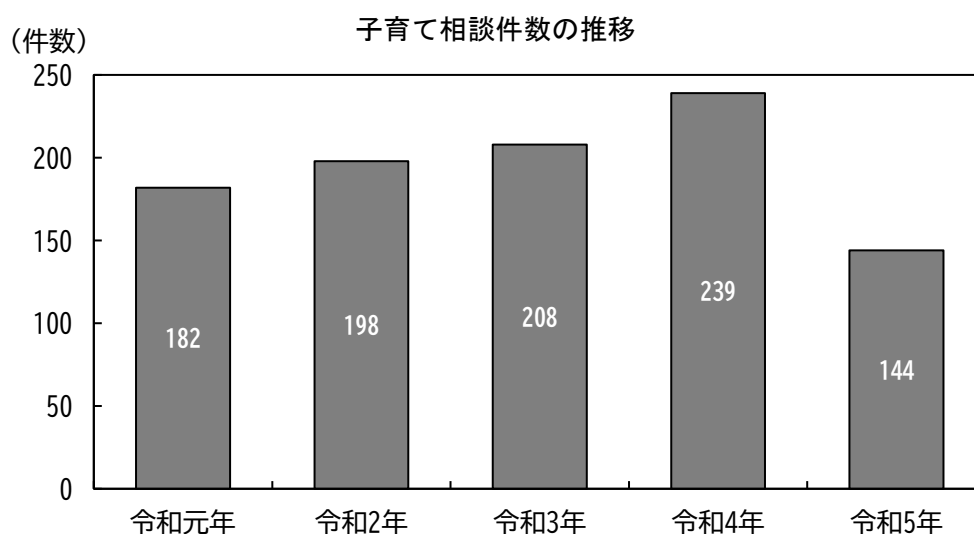
子育て相談件数の推移をみると、令和4年までは増加傾向でしたが、令和5年には減少しています。



・親子ふれあい教室…親子で楽しむ教室や行事 ・イクメンパパの会…パパも参加できるイベント
・なかよし広場…子育て支援センター開放(毎日) ・おひさま広場…園開放(月1回程度)

※ 親子ふれあい教室とイクメンパパの会は参加組数、なかよし広場とおひさま広場は1日の平均利用組数をあらわしています。

資料:飯綱町教育委員会



資料:飯綱町教育委員会

2 ニーズ調査の結果概要

本計画の策定資料として、飯綱町の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況・利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的として、「飯綱町子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査」を実施しました。

- 調査地域 : 飯綱町内全域
- 調査対象者 : 飯綱町内在住の就学前児童のいるすべての世帯
- 調査期間 : 令和6年3月1日～令和6年3月22日
- 調査方法 : 郵送による配布、回答は紙面またはWEBによる

配布数	有効回収数	有効回収率
270 件	120 件	44.4%

(1)こどもの育ちをめぐる環境について

①子育てを主に行っている方

約 58%が「父母ともに」で最も高く、次いで「主に母親」が約 41%となっています。

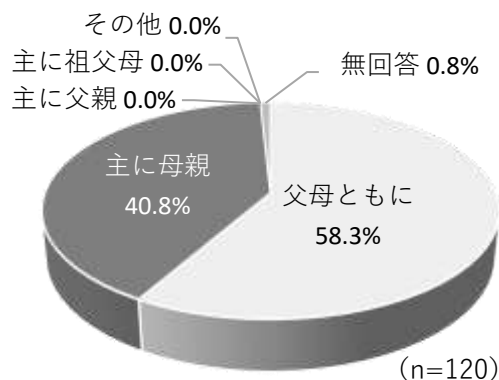


図 子育てを主に行っている方

②子育て(教育を含む)に日常的に関わっている人・施設(複数選択)

「父母ともに」が約 73%で最も高く、次いで「保育園」が約 63%となっています。

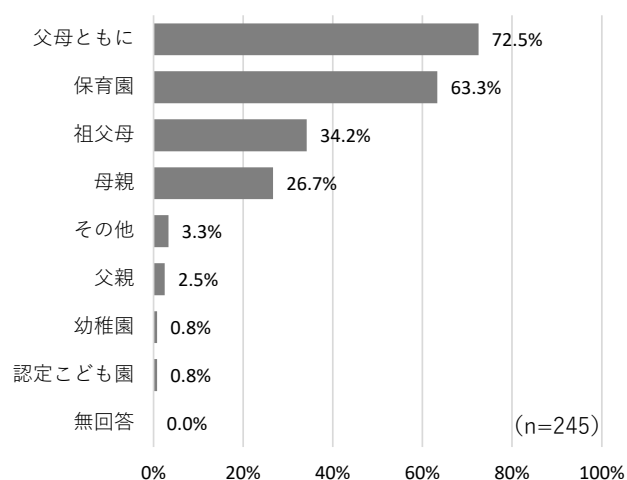


図 子育てに日常的に関わっている方・施設

③日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無(複数選択)

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が約 59%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が約 46%となっている一方で、約 7%が「いずれもない」と回答しています。

また、預かってもらうことに関する状況としては、親族の場合、友人・知人の場合のいずれも半数以上が「負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答しています。

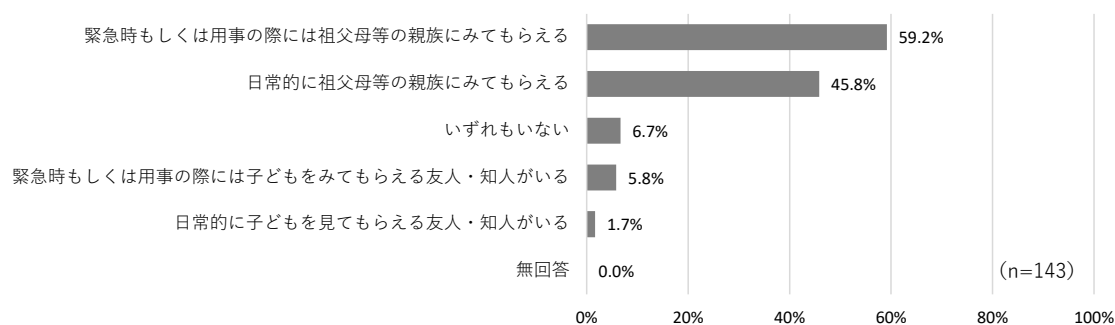


図 子どもを見てもらえる親族・知人の状況

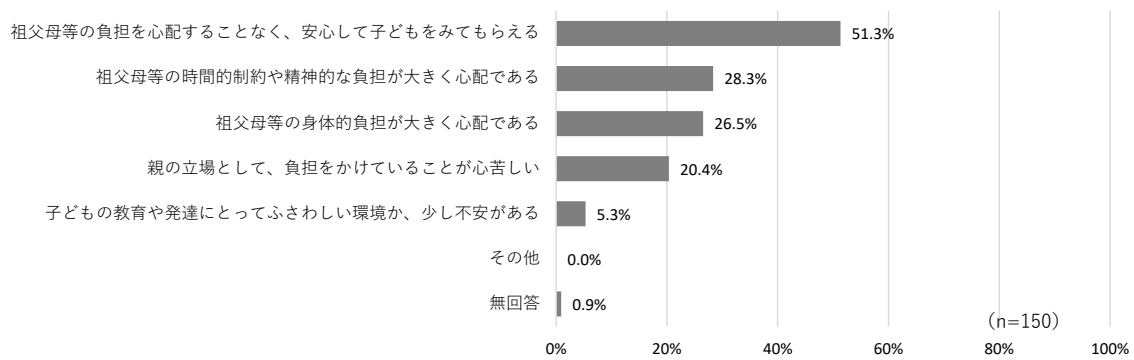


図 預かってもらうことに関する状況（親族の場合）

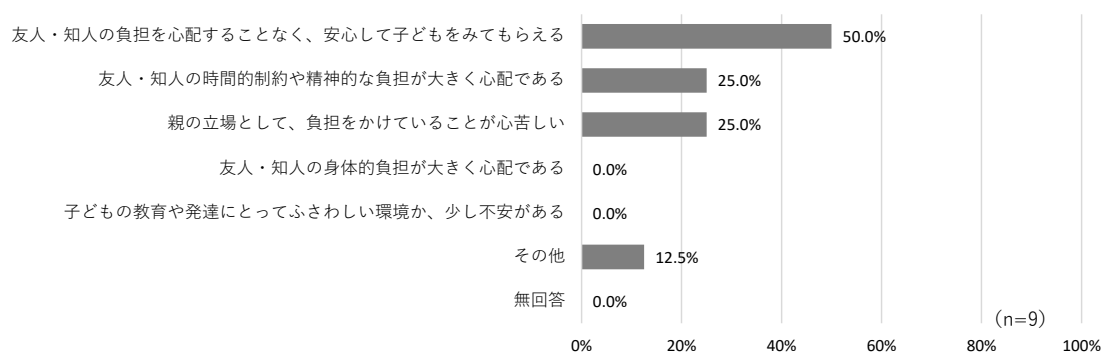


図 預かってもらうことに関する状況（友人・知人の場合）

(2)母親の就労状況と子育てと仕事の両立について

①母親の就労状況

母親のうち 55%が「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中も含む)」と回答しており、平成 30 年度調査と比較すると、「フルタイムで就労している(産休・育休・介護休業中も含む)」は 13.8 ポイント高くなっています。

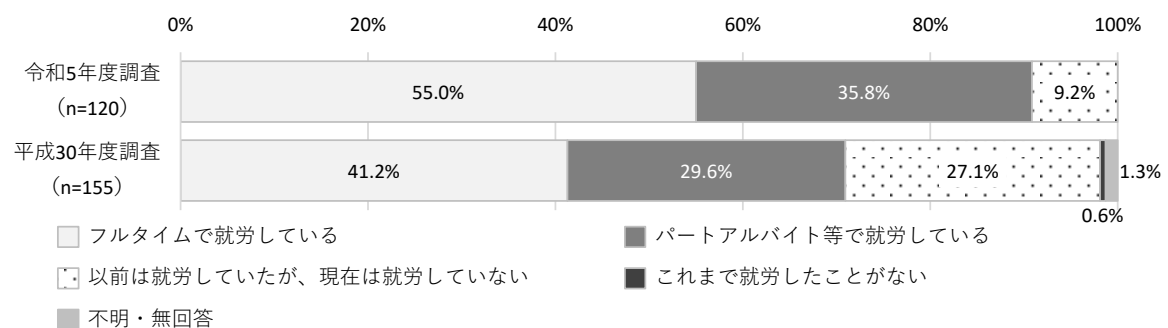


図 母親の就労状況

②育児休業の取得状況

母親の約 63%が「取得した」と回答しています。平成 30 年度調査と比較すると、母親は「取得した」が 23.9 ポイント、父親では「取得した」が 9.1 ポイント高くなっており、母親は「働いていなかった」が 20.5 ポイント低くなっています。

また父親は約 83%が「取得していない」と回答しており、「取得した」の約 12%を大きく上回っています。

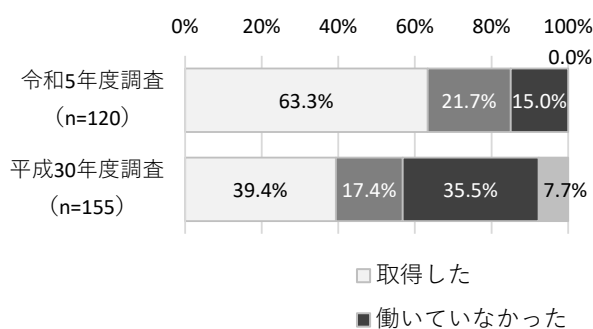


図 母親の育児休業取得状況

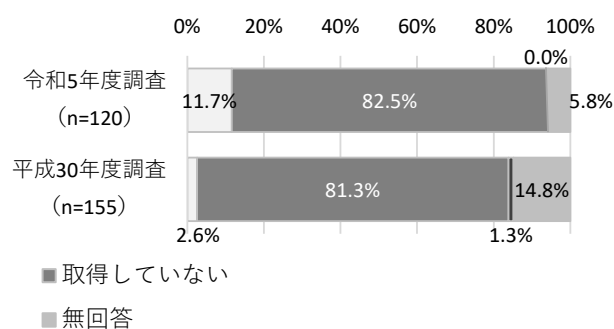


図 父親の育児休業取得状況

(3)幼稚園や保育所等の利用について

①平日に定期的に利用している事業

約 78%が平日日中の定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答しており、定期的に利用している事業としては約 96%が「保育園」と回答しています。

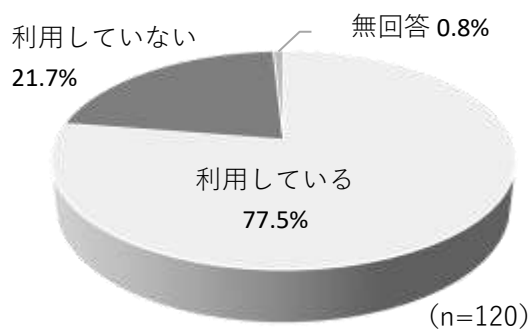


図 定期的な利用の有無

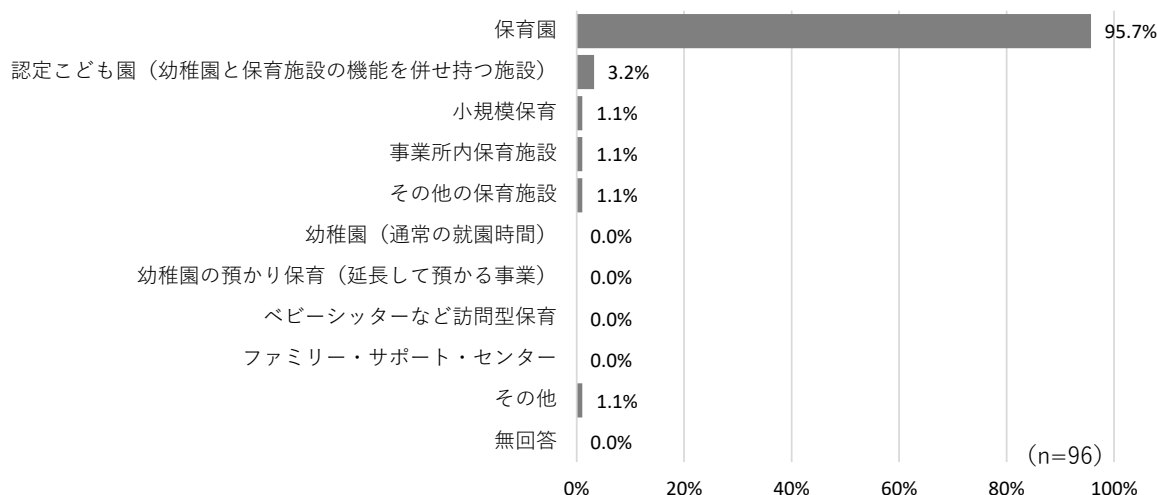


図 定期的に利用している事業

②定期的に利用したい事業

約 89%が「保育園」を定期的に利用したいと希望しており、次いで「幼稚園(10%)」、「小規模な保育施設(約 9%)」の順となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「保育園」は 6.6 ポイント高くなっている一方で、「認定こども園」、「ファミリー・サポート・センター」はそれぞれ 11.6 ポイント、「幼稚園」は 11.3 ポイント低くなっています。

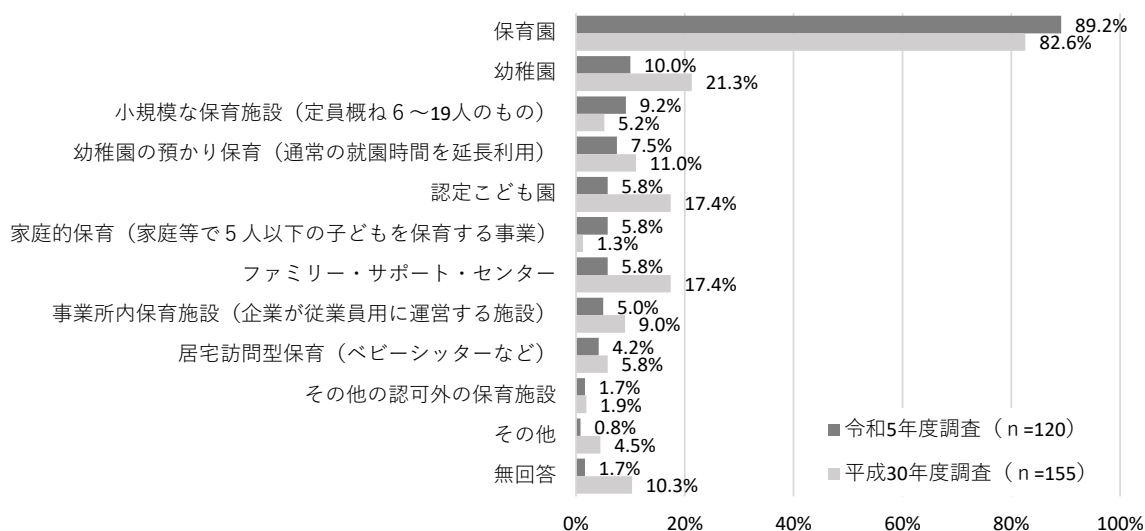


図 平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業

③「こども誰でも通園制度(仮称)」が創設された場合、利用の希望
約 6 割強の方が利用したいと答えています。

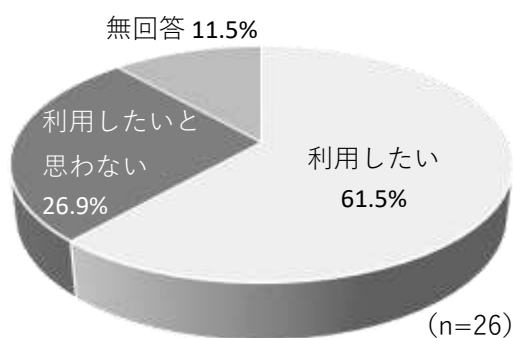


図 「こども誰でも通園制度(仮称)」の利用希望

(4)地域の子育て支援拠点事業について

①子ども子育て支援拠点事業の利用の有無

約 61%が子育て支援センターの利用経験が「ある」と回答しています。利用頻度は「週 2～3 日程度」が約 34%で最も高く、次いで「年に数日」が約 33%となっています。

また、子育て支援センターの利用経験が「ない」と回答した方のうち、今後利用したいと思うかについては約 47%が「いいえ」と回答しています。

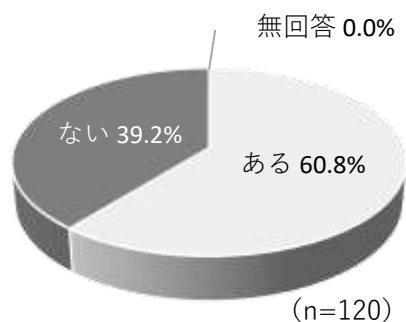


図 飯綱町子育て支援センター利用の有無

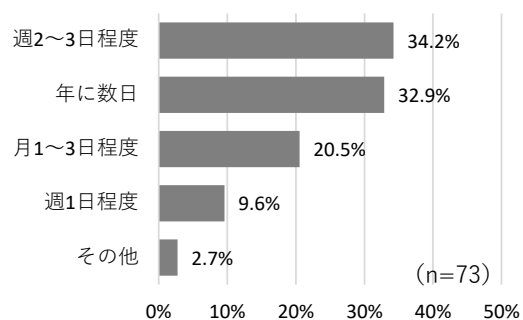


図 利用頻度

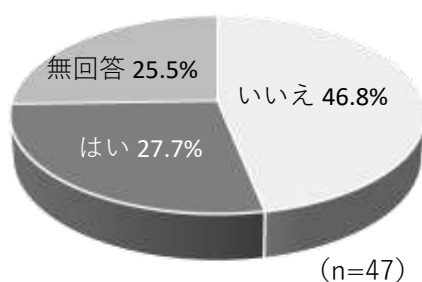


図 今後利用したいと思うか

(5)病気の際の対応について

①病気やケガで教育・保育事業が利用できなかったことの有無

約 83%が 1 年以内に子どもが病気やケガで事業の利用が出来なかった事が「あった」と回答しています。

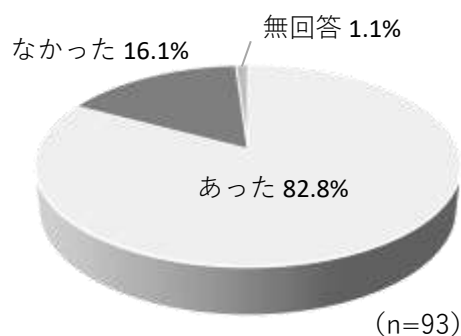


図 利用出来なかった事の有無

②病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった際の対処方法

「母親が休んだ」が約 91%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が約 46%、「父親が休んだ」が約 44%の順となっています。

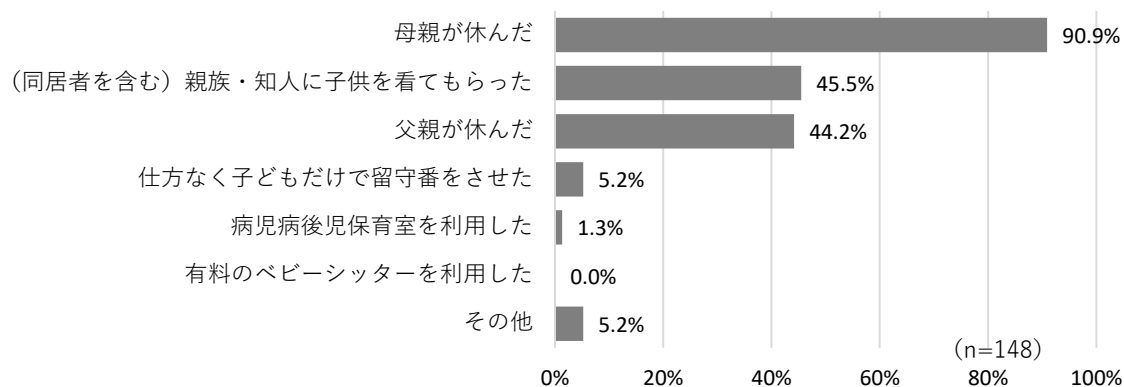


図 1年間の対処法

③病児・病後児のための保育施設等の利用希望

半数以上の約 56%の方が、病児・病後児のための事業等を利用したいと「思わなかった」と回答しています。

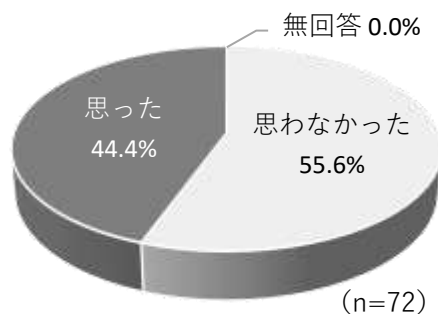


図 「病児・病後児のための事業等」を利用したいと思ったか

(6)一時的保育事業の利用について

①不定期に利用している事業の利用状況

約 92%が「ない」と回答していますが、「ある」と回答した方が利用した事業としては、約 89%が「保育園等での一時保育」でした。

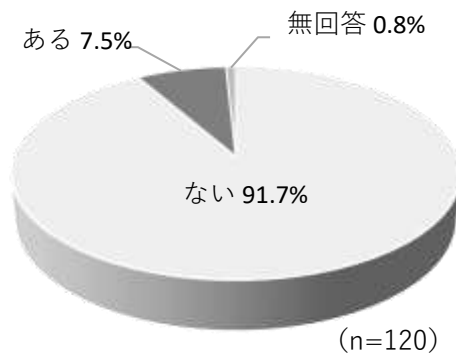


図 日中に不定期に利用した事業

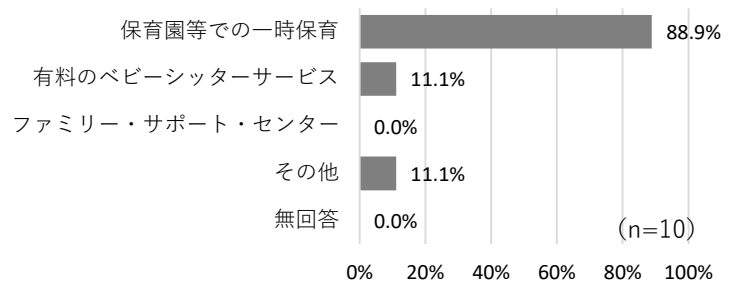


図 利用した事業

②利用しなかった理由

「ない」と回答した方のうち約 64%は「特に利用する必要がないため」と回答しています。

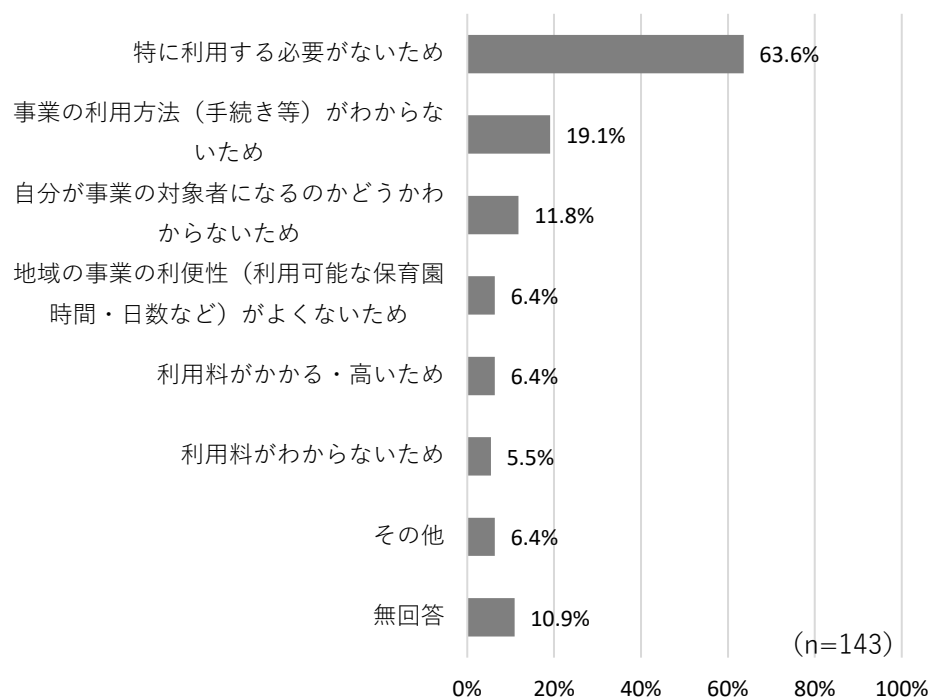


図 利用しなかった理由

(7) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 放課後に過ごさせたい場所について

低学年時は約 57%が「放課後児童クラブ」で過ごさせたいと回答しています。高学年時は「自宅」で過ごさせたいとの回答が最も多く、約 28%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、低学年では「放課後児童クラブ」が 10.1 ポイント、「自宅」が 8.1 ポイント低くなっており、高学年では「放課後児童クラブ」が 20.4 ポイント、「自宅」が 32.1 ポイント低くなっています。

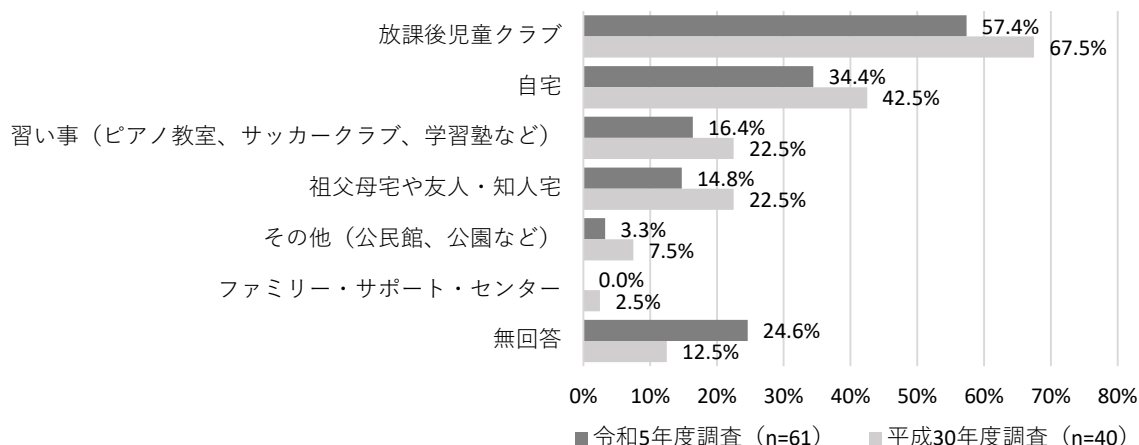


図 過ごさせたい場所 (低学年)

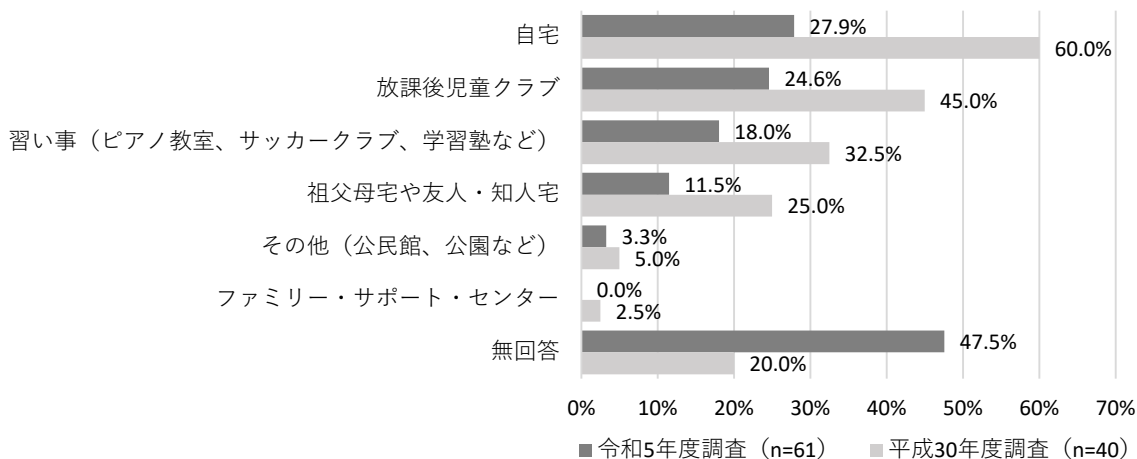


図 過ごさせたい場所 (高学年)

(8) 地域の子育て支援事業について

① 地域の子育て支援事業の認知度

知っている事業は「子育て支援センター」が約 98%で最も高く、次いで、「健康管理センター」が約 91%となっています。その一方で、「病後児保育室はぐくみ」、「ホームページ子育てサイト」、「子育て世帯訪問支援事業」は半数以上が知らないと回答しています。

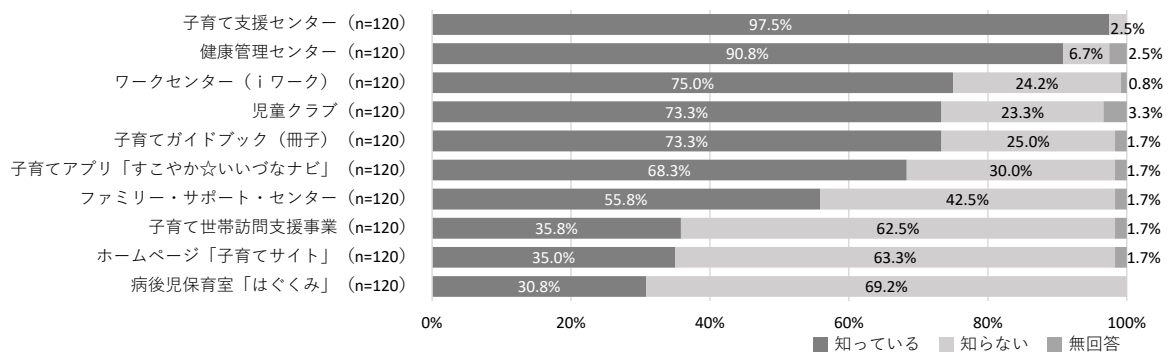


図 認知度

②利用状況

利用したことがある事業は「子育て支援センター」が約 74%で最も高く、次いで、「健康管理センター」が約 73%となっています。一方で、それ以外の事業については半数以上が利用したことがないと回答しており、特に「ファミリー・サポート・センター」と「病後児保育室はぐくみ」を利用したことがある割合は10%以下となっています。

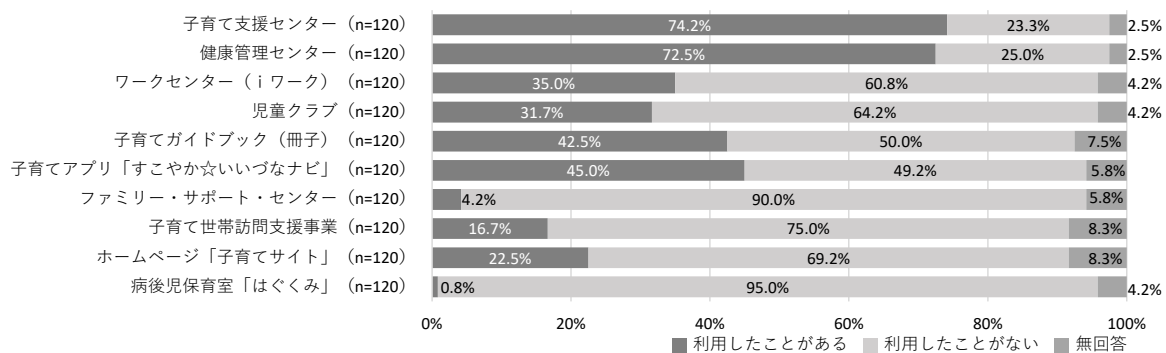


図 利用状況

③今後の利用について

今後利用したい事業は「児童クラブ」が80%で最も高く、次いで、「子育て支援センター」が65%となっています。一方で、「病後児保育室はぐくみ」、「子育て世帯訪問支援事業」、「ファミリー・サポート・センター」、「ワークセンター」は利用したい割合が半数以下となっています。

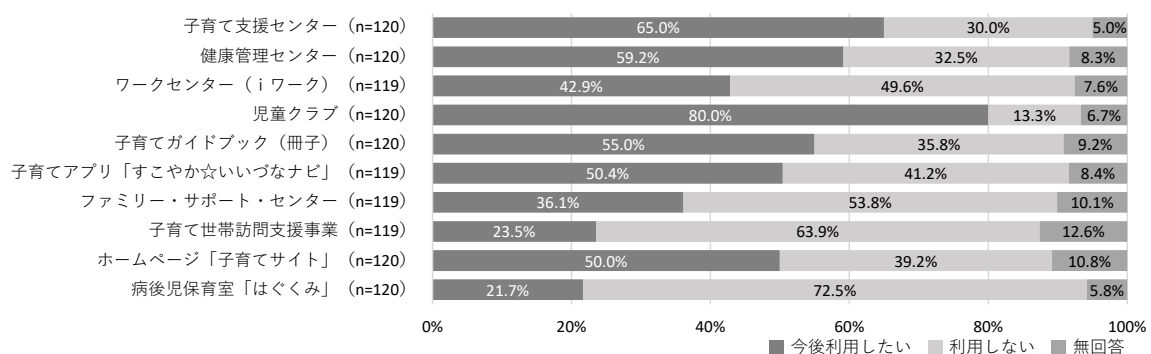


図 今後の利用

(9)子育て支援全般について

①町の子育てに関する分野・項目の満足度

「満足(満足している+まあ満足している)」の割合が最も高いのは「保育サービスの充実と利便性(約53%)」であり、次いで「妊娠・出産・育児期の健診の利便性(約47%)」の順となっています。一方で「不満(やや不満である+不満である)」の割合が最も高いのは「地域における小児医療サービスの利便性(約74%)」であり、次いで、「公園など、身近なこどもの遊び場の充実(約58%)」の順となっています。

平成30年度調査と比較すると、「犯罪などの少ない安心できる地域環境」や「子育てと仕事の両立に向けた支援施策」は平成30年度調査に比べて、令和5年度調査の方が満足の割合が上昇している一方で、「飯綱町における総合的な子育てのしやすさ」や「地域における小児医療サービスの利便性」については、平成30年度調査に比べて、令和5年度調査の方が満足の割合が低下しています。

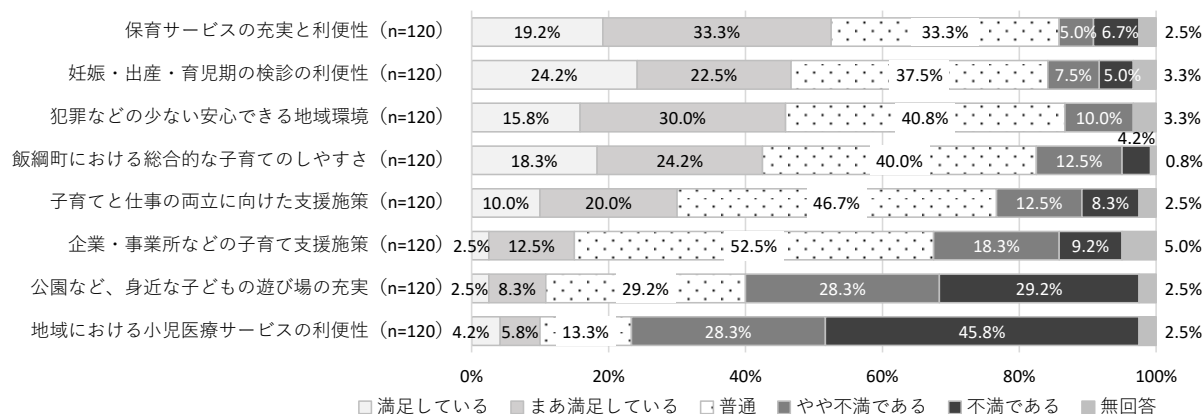


図 町の子育てに関する分野・項目の満足度（令和5年度調査）

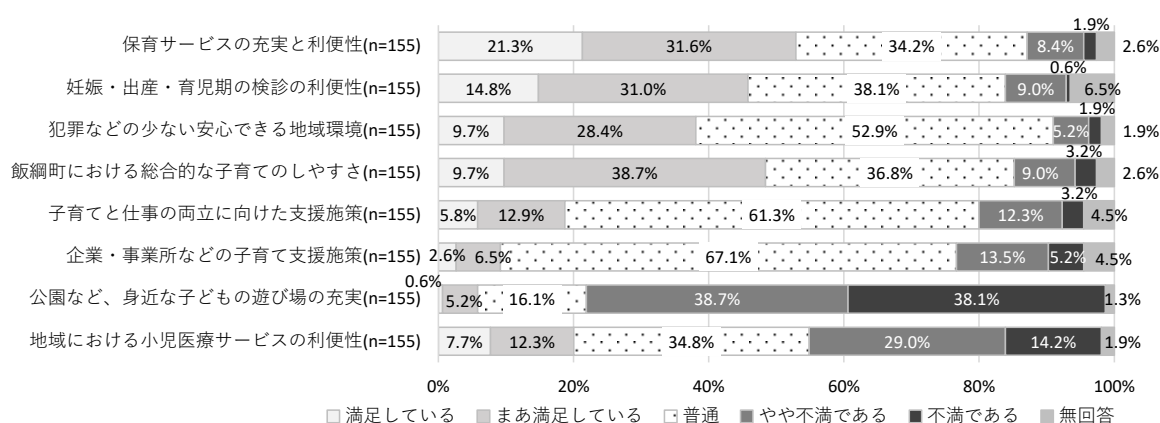


図 町の子育てに関する分野・項目の満足度（平成30年度調査）

3 こどもと子育て家庭を取り巻く課題

(1)父親が育児休業を取得しやすい環境づくり

父親の育児休業の取得率は、11.7%となっており、平成30年度調査の2.6%と比較すると上昇しましたが、母親の取得率63.3%と比べると依然として低い状況となっています。また、取得していない理由では、「仕事が忙しかったため」が第1位、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があったため」が第2位となっています。

このことから、父親でも育児休業を取りやすくするために、職場での理解を深めるための環境づくりや育児休業取得の啓発を進める必要があります。

(2)病児・病後児のための事業、一時預かり等の事業の見直し

平日の定期的な教育・保育の事業において、こどもが病気やケガで事業を利用できなかった割合は8割以上となっています。事業の利用ができなかった場合の対処方法としては「母親が休んだ」が約91%となっています。一方で町が事業を行っている「病後児保育室」の利用はわずか1.3%に留まっており、そのうち半数以上の約56%の方が病児・病後児のための事業等を利用したいと思わなかったと回答しています。利用したいと思わなかった理由としては「親が仕事を休んで対応できるため」が65%と最も高く、次いで、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安なため」が40%となっています。また、日中に不定期で利用した事業については、「利用した」は約8%に留まっており、町として事業を行っている「ファミリー・サポート・センター」を利用した方は0%となっています。

このことから、町として実施している事業が子育て世帯の状況やそれぞれのニーズに合致しているかを見定めた上で、必要に応じて事業内容の見直しを図ることが必要です。

(3)小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所の提供体制の整備

こどもを放課後に過ごさせたい場所については、低学年では「放課後児童クラブ」が約57%で最も高くなっています。このことから、放課後児童クラブのニーズは高い状況といえますが、将来的な児童数の推計結果も踏まえた提供体制の整備が必要となります。

(4)地域の子育て支援事業の利用状況等を踏まえた見直し

地域の子育て支援事業の認知度は、「子育て世帯訪問支援事業」、「ホームページ子育てサイト」、「病後児保育室はぐくみ」については「知っている」と回答した方の割合が50%以下となっており、他の事業と比べて低い認知度となっています。

また「ファミリー・サポート・センター」と「病後児保育室はぐくみ」については、利用したことのある方の割合が10%以下となっており、今後の利用希望においても、「病後児保育室はぐくみ」、「子育て世帯訪問支援事業」、「ファミリー・サポート・センター」、「ワークセンター」は利用したい割合が半数以下となっています。

このことから、認知度の低い事業や利用希望が少ない事業等については町民への認知度を高めると

ともに、より利用しやすくなるよう、事業の見直しを図っていく必要があります。

(5)子育てに関する分野・項目の満足度を踏まえた見直し

子育てに関する分野・項目の満足度をみると、「保育サービスの充実と利便性」については、令和 5 年度、平成 30 年度調査ともに満足(満足している+まあ満足している)の割合が 50%を超えています。また、「犯罪などの少ない安心できる地域環境」や「子育てと仕事の両立に向けた支援施策」は平成 30 年度調査に比べて、令和 5 年度調査の方が満足の割合が上昇しています。一方で、「飯綱町における総合的な子育てのしやすさ」や「地域における小児医療サービスの利便性」については、平成 30 年度調査に比べて、令和 5 年度調査の方が満足の割合が低下しています。

このことから、満足度が高いものについては今後も満足度を維持できるように取り組み、満足度が低下したものについては今後町民の満足が得られるように取り組んでいく必要があります。

第3章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

本計画の基本理念は第2期に引き続き次のとおりとします。

こどもたちの幸せ実るりんごの里

～子育て・子育てをみんなで支え、幸せと希望に満ちた町をめざして～

ライフスタイルや社会状況の変化の中で、次世代を担うすべてのこどもが健やかに育つためには、家庭での子育てを基本としながらも、園や学校、町など、こどもを取り巻くあらゆる機関が連携して、地域社会全体で子育て家庭を支えていくことが求められています。

飯綱町に生まれるすべてのこどもたちが、どのような環境にあってもたくさんの幸せを手にし、豊かな自然の中で育つりんごのような、実りある人生を歩めるよう、その基盤となる子育て・子育て支援の充実を図り、誰もがこどもを生み育てやすいと実感でき、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできる町を目指していきます。

2 基本的な視点

子ども・子育て支援の充実に向けて、次の4つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進します。

①こどもの視点に立った支援

こどものより良い育ちを社会全体で支え、こどもの人権と最善の利益が尊重されるよう、こどもが意見を表明する機会を確保しながら、「こどもの視点」に立って、施策・事業の推進に取り組みます。

②すべてのこどもへの支援

疾病や障害の有無にかかわらずこどもの健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援や、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、すべてのこどもを支援する視点を持って取り組みます。

③家庭の子育て力を高めるための支援

保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てをするうえで、不安や負担感、孤立感を抱えることなく、こどもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組みます。

④子育て世代の「安心」を創り出すための支援

誰もが安心して出産・子育てができ、また、保護者が気持ちに余裕を持ってこどもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「安心」に繋がる視点を持って取り組みます。

3 基本目標

基本目標1 すべてのこどもの育ちを支援します

次代を担うこどもの健やかな育ちのために、すべてのこどもと子育て家庭を対象として、利用状況や利用希望を踏まえ、保育サービスや児童クラブ等の充実と質の向上を図ります。

さらに、個別支援を必要とするこどもやひとり親家庭への支援等、すべてのこどもを支援する取り組みを進めます。

基本目標2 子育てに喜びや希望を感じられる支援をします

保護者が安心して出産し、子育てをすることができるように、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援や保健・医療体制の充実を図り、こどもと保護者の健康推進に努めます。

また、職業生活と家庭生活との両立に向けて、多様化する保育ニーズへの対応や、父親の育児休業取得推進のため啓発を進めます。

基本目標3 地域全体で子育ての支援をします

保護者が安心して地域で子育てが出来るよう、子育てに関する情報提供と相談体制の充実を図るとともに、交流の場を提供します。

また「ファミリー・サポート・センター」など、地域の子育て支援事業については、より利用しやすくなるよう、取り組みを改善します。

4 施策体系

基本理念	基本目標	施 策
こどもたちの幸せ実るりんごの里 子育て・子育てをみんなで支え、幸せと希望に満ちた町をめざして	基本目標1 すべてのこどもの育ちを支援します	(1) 保育サービスの充実と質の向上 (2) 生きる力を育む教育の充実 (3) 障がい児支援施策の充実 (4) 児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実 (5) ひとり親家庭への支援の充実 (6) 食育の推進
	基本目標2 子育てに喜びや希望を感じられる支援をします	(1) 妊娠期からのきめ細やかな切れ目のない支援の充実 (2) 医療保健体制の充実 (3) 子育てと仕事の両立の支援 (4) 子育て家庭への経済的援助の推進
	基本目標3 地域全体で子育ての支援をします	(1) こどもの居場所づくり (2) 地域ぐるみの子育ての推進 (3) 子育て支援事業と情報提供 (4) 子育てしやすい環境の確保

第4章 施策の展開

基本目標1 すべてのこどもの育ちを支援します

施策(1)保育サービスの充実と質の向上

現状・課題

- 飯綱町の出生数は減少傾向にありますが、女性の労働力率は高く、保護者の就労形態に合わせて、保育ニーズが多様化し、保育所の園児数は特に未満児の3号認定が増えています。
- 令和元年より幼児教育・保育の無償化が開始され、無償化の対象となる3歳～5歳児を中心に、保育ニーズはますます高まっています。また、令和8年度からは乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が始まることから、保育ニーズはますます多様化することが考えられます。

施策の方向性

- 保護者の就労形態等の多様化に対応できるよう、延長保育事業や病後児保育事業等の事業を継続し、保育サービス等の充実を図ります。
- 研修によって保育所職員の知識や技術の向上を図ります。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
1	延長保育事業	保護者の就労等により、通常保育時間の前後に保育時間を延長して、必要な児童の保育を行います。	教育委員会
2	一時的保育事業	非継続的保育、緊急保育、私的理由による保育サービスを実施し、一時的な保育に対する需要に対応します。	教育委員会
3	病後児保育事業	病後児保育室「はぐくみ」において、病気の回復期(集団保育の困難期)のこどもを預かります。	教育委員会
4	休日保育事業	保護者の就労等により、日曜祝祭日にもファミリー・サポート・センター事業での保育を実施します。	教育委員会
5	未満児保育事業	保育が必要な3歳未満の児童(生後6か月以上)の保育を行います。	教育委員会
6	未就園児の体験入園	未就園児を対象に保育所へ体験入園してもらい、運動会や戸外遊びなどの体験機会を提供します。	教育委員会
7	園開放	未就園児を対象として園開放を行います。	教育委員会
8	保育所職員の研修	こどもたちの健やかな心と身体を育てていく知識や技術の習得による職員の資質の向上を図ります。	教育委員会
9	保育サービスの評価	保育所におけるサービスの質の向上を図るため、第三者評価を受審します。	教育委員会
10	保育施設の整備	こどもの健全な育成を図るための施設を質的に充実するとともに、計画的な整備を図ります。	教育委員会
11	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	令和8年度以降の本格実施に向けて、検討を進めて行きます。	教育委員会

施策(2)生きる力を育む教育の充実

現状・課題

- 次代の担い手であるこどもが、社会の変化の中で主体的に自立して生きていくためには、確かな学力を身に付け、豊かな人間性、健康と体力等の生きる力を伸ばしていく必要があります。そのためには、様々な体験学習を通じた交流機会の創出や学校の教育環境の整備が必要となっています。
- 飯綱町では、地域と一体となつてこどもたちを育む「地域とともにある学校」をめざした「飯綱町コミュニティスクール」を発足しています。
- 近年においては、こどもの抱える不安や悩みといった心の問題が多様化、深刻化しています。飯綱町では独自にスクールソーシャルワーカーを配置し、こども、保護者、教職員の相談やメンタルケアにあたっています。

施策の方向性

- こども自身が地域の中で自立し、命や人権の大切さを認識しながら、健やかに成長できるように、学校や地域、関係団体等の取り組みを推進します。
- こどもが抱える不安や悩みを解消し、心身ともに健やかに成長することを目的として、保育園、学校、行政、児童相談所、福祉機関が連携し、相談活動や支援活動を行います。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
12	相談支援体制の確立	こども子育て未来室を中心に、各機関の連携を図れるような支援体制を推進します。	教育委員会
13	あいさつ運動の実施	人権教育推進委員や地域住民が中心になり、登校するこどもたちと朝のあいさつを行うことで、誰にでも気持ち良くあいさつができる活動を行います。	教育委員会
14	飯綱町コミュニティスクールの推進	学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組みます。また、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めます。	教育委員会
15	総合的な学習活動の支援	地域の人材等、地域資源を活かした、総合的な学習の実践に対する支援を行います。	教育委員会
16	不登校対策の推進	多様な不登校の原因に対し、関係機関と連携しながら支援を行います。不登校の支援には家族の支援も必要であることから、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施します。	教育委員会

施策(3)障がい児支援施策の充実

現状・課題

- 飯綱町での放課後等デイサービス事業所の受け入れはスタッフ等の不足により困難な状況です。療育については、近隣市町村の事業所も利用し実施しています。
- 障がい児やその保護者は、障がいのないこどもとは違った困難に直面する場合が多く、その支援は専門性を要するものとなります。一人ひとりに必要な支援が行えるよう関係機関との連携を強化し、早

期発見から早期支援、就学支援まできめ細やかな切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。

施策の方向性

- 障がい児の早期発見に努めるとともに、障がい児相談支援事業により、障がいのある子ども及びその家族が適切なサービスを利用できるよう努めます。
- 障がいがある子どもの健全育成のため、関係機関との連携を図り、子ども及びその家族に対して、一貫性・継続性のある効果的な支援を提供します。
- 障がい児を養育する保護者の経済的な負担を軽減することができるよう経済的支援の充実を図ります。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
17	障がい児保育事業	保育士の加配を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	教育委員会
18	障がい児の児童クラブへの受け入れ	障がい児の児童クラブへの受け入れについて、出来る限り対応します。	教育委員会
19	発達支援事業	発達障がい等、特別な配慮を必要とする子どもの早期発見・早期支援と継続性のあるサポートを行います。 (はぐくみサポート事業・すこやか教室・発達相談・5歳児すこやか相談等)	教育委員会 保健福祉課
20	心理相談	就学前の発達障がい等の親子を対象に、専門的視点から相談や助言を個別に行います。	保健福祉課
21	放課後等デイサービスの提供	発達障がい等、特別な配慮を必要とする子ども(6歳から18歳まで)に、生活能力の向上や社会交流の促進等の支援を行います。また子育ての相談等の保護者支援を行います。	保健福祉課
22	教育支援委員会における検討	教育支援委員会を定期的に開催し、関係機関で連携しつつ、保育所・小学校・中学校の障がい児等の適切な就学支援、教育支援を行います。	教育委員会
23	自立支援給付費事業	障がいのある児童に対して、放課後等デイサービス等の支給を行います。	保健福祉課
24	障がい者(児)日常生活用具・補装具給付事業	心身に障がいのある方や児童に対し、障がいの程度や心身状態に応じて、日常生活を容易にするために日常生活用具・補装具の支給を行います。	保健福祉課
25	障がい児医療費の助成	障がい児が必要とする医療を容易に受けられるように、医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。	保健福祉課
26	特別児童扶養手当、障害児福祉手当の支援	障がい児を養育する保護者に手当を支給します。	保健福祉課

施策(4)児童虐待防止対策、ヤングケアラー対策の充実

現状・課題

○虐待等のケース対応件数は増加傾向にあり、複雑化、長期化するケースが増えてきています。相談体

制をさらに強化し、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を密に行い、地域社会全体で虐待の防止に向けた取り組み、支援体制の強化を図る必要があります。

○昨今、こどもを取り巻く課題の中でヤングケアラーのケースが注目されています。現実には、こどもも保護者(家族)も自覚がないまま年数を重ねてしまっている場合があります。

施策の方向性

○虐待等地域対策協議会や要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携を強化し、要支援児童への適切な支援につながるよう体制の充実を図ります。

○こどもが虐待の被害を受けることのないよう、また、気づかれぬままヤングケアラーとなってしまうまいよう、おとなや保護者に対して虐待及びヤングケアラーについての理解を深める啓発活動や周知を強化します。

○親子の状態を実際に確認できる各種健診の機会や保育所(園)、学校での相談活動を通じて実態を把握し、専門機関へ迅速につなげる連携体制の充実に努めます。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
27	虐待予防・防止対策の推進	虐待等地域対策協議会を開催します。代表者会議を年1回行います。関係機関と連携し、早期発見・対応に努めます。	保健福祉課
28	虐待予防・防止対策のケース対応	要保護児童対策地域協議会を開催します。代表者会議を年1回行います。また、実務者会議を年2回程度、その他、事例発生時には個別ケース検討会議を行います。関係機関と連携し、早期発見・対応に努めます。	教育委員会
29	ヤングケアラーの実態調査と啓発活動	ヤングケアラーの実態を把握するとともに、ヤングケアラーについての知識と理解の周知を徹底します。	教育委員会
30	こども家庭センターの設置	令和8年度に、こども家庭センターを設置することを目指し、子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点を一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。	教育委員会 保健福祉課

施策(5)ひとり親家庭への支援の充実

現状・課題

○近年、ひとり親家庭は増加傾向にあります。ひとり親家庭がそれぞれに自立した生活を営めるよう国の施策を踏まえて、相談をはじめ経済的支援や就労支援に取り組んでいくことが重要となっています。

施策の方向性

○ひとり親家庭であっても子育てや自立した生活が安定して送れるよう、手当の支給や助成の充実を図ります。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
31	児童扶養手当	母子家庭等の児童を養育する保護者に手当を支給します。	教育委員会
32	保育料の軽減	3歳未満児の保育料については、低所得のひとり親家庭において、保育料を軽減します。	教育委員会
33	児童クラブ利用料の軽減	ひとり親家庭の児童クラブ保護者負担金を50%軽減します。	教育委員会
34	ファミリー・サポート・センター利用料助成	児童扶養手当の支給を受けている者の、当該月の利用に要した費用の2分の1を助成します。	教育委員会
35	母子・父子家庭等医療費の助成	母子・父子家庭等の親または子が医療機関にかかった際、窓口で支払う保険診療の自己負担分を助成します。	保健福祉課 教育委員会
36	ひとり親世帯家賃助成	町内の賃貸住宅に居住し、その住宅に住所を有するひとり親世帯に対し、家賃の一部を助成します。	企画課
37	相談事業	ひとり親世帯の抱える不安、心配事の相談に応じ関係機関と連携し、ケースごとに対応します。	保健福祉課 教育委員会
38	ワークセンター「Iワーク」における就労支援	保護者がこどもを預けて安心して在宅ワークができるよう、ワークスペースと一時預かりを提供します。また、無料職業紹介所として求人情報を掲示します。	教育委員会

施策(6)食育の推進

現状・課題

- 近年、偏った栄養摂取、朝食欠食等の食生活の乱れによる肥満・痩身傾向や、朝から元気がないこどもの増加等、こどもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。幼少期の食生活は、こどもの成長・発育に大きく影響することから、食育に対して、高い意識をもつことができる仕組みづくりが重要です。
- 各園の給食調理場及び小中学校の共同調理場においては、こどもたちに食育指導を実施しています。また、地域の食材をできる限り使用し、年間の食育計画に基づき、郷土食や行事食を提供しています。

施策の方向性

- こどもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、継続して保育所や小学校、中学校において食育指導を実施します。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
39	保育所及び小中学校における食育指導	栄養士による正しい食事の取り方や望ましい食習慣等について、園だよりや給食だよりを活用して指導します。また、地域食材を利用した郷土食を取り入れた給食を提供します。	教育委員会
40	郷土食の調理・会食の機会の提供	「総合的な学習」の時間を利用し、郷土食の調理・会食の機会の提供等を行います。	教育委員会

基本目標2 子育てに喜びや希望を感じられる支援をします

施策(1)妊娠期からのきめ細やかな切れ目のない支援の充実

現状・課題

- こどもを育てる親が子育てに喜びや希望を感じられるためには、妊娠期から子育て期まで、母子の健康づくりへの継続的な支援が必要です。
- 飯綱町では、母子健康手帳を保健師から妊婦に手渡すことで、健康面や精神面、栄養面に配慮した妊娠生活が送れるように支援しています。また、こどもの各種健康診査においては関係機関と連携しこどもの健康増進に努めています。

施策の方向性

- 妊産婦訪問やこんにちは赤ちゃん訪問事業などを通じ、こどもと母親の健康を増進するための継続的な取り組みを推進していきます。
- 産後のケアから育児において必要な知識を習得する機会を提供するとともに、子育てへの悩みや不安に関する相談支援を行います。
- こどもの成長段階に応じて、各種健康診査や健康教室、予防接種を実施します。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
41	母子手帳交付時の面談	母子手帳の発行時に保健師が面談し、不安や悩みの把握や情報提供を行います。	保健福祉課
42	妊婦等包括相談支援事業関係	妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	保健福祉課
43	妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の経済的支援を実施します。	教育委員会
44	マタニティクラス	妊婦とパートナーを対象に、妊娠期に必要な栄養の講話や赤ちゃんがいる生活のシミュレーション等を行います。	保健福祉課
45	産後ケア事業	出産後早期から育児支援が必要な方に、安心して育児ができるよう支援します。	保健福祉課
46	新生児(乳児)全戸訪問	保護者が育児上の困難や不安を感じる事が最も多い新生児(乳児)期に、保健師が家庭訪問することで発育・栄養・生活環境・疾病予防等、育児上必要な事項について助言・相談を行います。	保健福祉課
47	おっぱい教室	母乳育児の支援等、母乳育児コンサルタントによる相談や情報提供を行います。	保健福祉課
48	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後5～6カ月頃に、その家庭を主任児童委員及び民生児童委員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。	教育委員会 保健福祉課
49	離乳食講習会	離乳食時期の赤ちゃんの保護者を対象に、離乳食やこどもの食生活等に関する講習会を開催します。	保健福祉課
50	講演会の開催	生活習慣に関する講演会を開催します。また、各小中学	教育委員会

		校での学校保健委員会を毎年1回開催し、生活習慣に関する研修会を実施します。	
51	歯っぴいお誕生教室	1歳と2歳児を対象に歯科衛生士による歯科相談や、栄養士による栄養相談等を行います。子育て相談を通し、健診後のフォローとしての役割も担います。	保健福祉課
52	乳児健診	成長、発達の節目となる時期に、小児科医の診察、育児・栄養相談を行います。	保健福祉課
53	1歳6カ月児・3歳児健診	小児科医・歯科医の診察、育児栄養相談等を行います。	保健福祉課
54	定期健康相談	保健師や栄養士が、育児や栄養相談を行います。健診後のフォローとしての役割を担います。	保健福祉課
55	心理相談【再掲】	子の発達に不安を持つ就学前の親子を対象に専門的視点から相談や助言を個別に行います。	保健福祉課
56	定期予防接種と母子保健モバイルサービス	予防接種法に基づき、感染症予防のために定期予防接種を実施します。標準的な接種期間に接種できるよう接種勧奨を行います。また子育てアプリ「すこやかいいづなナビ」による予防接種スケジュール、健診記録サービス、医療機関の検索機能を提供します。	保健福祉課
57	ファーストブック・セカンドブック・サードブック事業	こんにちは赤ちゃん訪問時、3歳児健診時、就学児健診時に絵本を1冊プレゼントし、読み聞かせの大切さや意義を伝えます。	教育委員会
58	こども家庭センターの設置【再掲】	健康管理センターと子育て支援センターが連携しながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めます。また令和8年度に、こども家庭センターを設置することを目指し、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を一体的な組織として、子育て家庭に対する相談支援を実施することで、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深めます。	保健福祉課 教育委員会

施策(2)医療保健体制の充実

現状・課題

- 妊娠・出産や、こどもの医療費など、各家庭の医療費負担の軽減を図ることが必要です。
- 町内には小児科専門の医療機関がないので、こどもの急な体調不良時などでも、保護者が落ち着いて適切な対応ができるように情報提供の充実を図り、加えて疾病などに関する知識の普及を行う必要があります。

施策の方向性

- 子育て家庭が安心して子育てができるよう、医療費等に関する助成を行います。また、こどもを産みやすい環境づくりとして、不妊治療に対する助成を行います。
- こどもの急な体調不良時に利用できる相談先（＃8000 など）の情報提供の充実を図ります。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
59	低出生体重児養育医療の実施(乳児医療費の助成)	2,000 グラム以下の低出生体重児等が出生後に必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担分を一部助成します。	保健福祉課
60	妊婦一般健康診査の補助券の発行	妊娠中の異常の早期発見を目的として、妊娠中の健康診査に対し受診費用の一部を補助します。母子健康手帳交付時に補助券を渡し、受診を促します。	保健福祉課
61	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、国や県の助成事業に準じて治療費の一部を助成します。	保健福祉課
62	定期予防接種費用償還払い	里帰り出産等で県外で定期予防接種が困難な場合、接種費用の償還払いを行います。	保健福祉課
63	福祉医療費給付制度	乳幼児等(対象は 18 歳到達の年度末まで)が医療機関にかかった際、窓口で支払う保険診療の自己負担額を、町が直接病院・薬局に支払います。(一部手数料を除く)令和 7 年 8 月からは、一部手数料を含め、自己負担額 0 円の実施に取り組みます。	保健福祉課 教育委員会
64	任意予防接種費用の一部助成	こどものインフルエンザ任意予防接種(6 か月～18 歳)、おたふくかぜ任意予防接種等の接種費用の一部について助成を行います。	保健福祉課
65	産婦健診事業	産後うつ等の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後 2 週間、産後 1 か月等の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等)、産婦健康診査 2 回分にかかる費用を助成します。	保健福祉課
66	新生児聴覚検査費一部助成	聴覚障害の早期発見するための検査費用の一部を補助します。母子手帳交付時に補助券を渡し受検を促します。	保健福祉課
67	1 か月児健康診査の費用助成	異常の早期発見、健康の保持・増進を目的に、最低限必要となる健診費用を助成します。	保健福祉課

施策(3)子育てと仕事の両立の支援

現状・課題

- ニーズ調査によると、父親の育児休業の取得率は約 12%となっています。今後も継続して、男性の育児休業取得推進に向けた啓発を進めていく必要があります。
- ワークセンター「iワーク」にはワークスペースがあり、一時預かり事業を利用することで、こどもを預けて安心してリモートワークをすることができます。近年では、自身のこれからの働き方や、育児期間中のやりがいや楽しみを見つける機会として、産育休中の女性の利用も増えています。

施策の方向性

- 町民に対して男女共同参画、子育ての意識啓発を行います。

○子育てに係る各種講座は、子育て世代のニーズにあった講座を企画していきます。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
68	イベントの開催	男女共同参画、子育ての楽しさ・重要性を啓発するためのイベントを開催します。	教育委員会
69	家庭教育学級の開催	保護者を対象に家庭教育、人権教育、健康教育の講演会等を開催します。	教育委員会
70	病後児保育事業【再掲】	病後児保育室「はぐくみ」において、病気の回復期(集団保育の困難期)のこどもを預かります。	教育委員会
71	ワークセンター「Iワーク」における就労支援【再掲】	保護者がこどもを預けて安心して在宅ワークができるワークスペースと一時預かりを提供します。また、無料職業紹介所として求人情報を掲示します。	教育委員会
72	子育てに係る各種講座の開催	子育て世代のニーズに合わせた講座を開催するとともに、各種講座を通じて、家庭における男女の役割分担意識の解消を図ります。	教育委員会

施策(4)子育て家庭への経済的援助の推進

現状・課題

- こどもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、こども一人あたりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって負担感が大きくなっています。
- 経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないよう、子育て家庭の生活の安定や、次代を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭への経済的負担の軽減が求められます。

施策の方向性

- 児童手当の支給や保育料の軽減等を行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。
- 就学援助費の支援等を行うことで、子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
73	児童手当の支給	児童を監護する者(父母等)に手当を支給します。	教育委員会
74	子育て応援祝金の贈呈	出産・育児に取り組む家庭を応援するため、子育て応援祝金を贈ります。	教育委員会
75	保育料の無償化	3歳以上児の保育料を無償化します。	教育委員会
76	保育料の軽減	3歳未満児の保育料を国の徴収基準額より低額に設定し、多子世帯の第3子目以降の保育料を軽減します。	教育委員会
77	保育園等副食費・学校給食費の補助	町内に住所を有する3歳以上児については、保育園等の副食費を補助します。小中学校においては給食費の半額を補助します。	教育委員会
78	延長保育料の無料化	朝7時～8時30分、夕方4時30分～6時30分の延長保育料無料化と、夕方7時までの預かりを月額1,000円で	教育委員会

		実施します。	
79	就学援助費の支援	小中学校に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的理由により、その就学に必要な援助を行います。	教育委員会
80	就学奨励費の支援	小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の就学に必要な援助を行います。	教育委員会
81	奨学資金貸付け事業	高校生、大学生等への奨学資金の貸付けを行います。	教育委員会
82	小中学生教材費等補助	年額1万円の教材費の他、必要に応じた補助で保護者の負担を軽減します。	教育委員会
83	通学定期券購入補助	高等学校等へ通学する生徒の定期券購入費用の補助を行います。	教育委員会

基本目標3 地域全体で子育ての支援をします

施策(1)こどもの居場所づくり

現状・課題

○核家族化や共働き世帯の増加等により、家庭のみでの子育てが難しくなっている中、地域における子育て支援の充実が求められます。

施策の方向性

○こどもが安心して過ごせる適切な遊び場や、こどもが健やかに成長できることを目的とした各種教室等、身近な地域における子育て支援サービスの充実を図ります。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
84	放課後児童健全育成事業(児童クラブ事業)	保護者の仕事と子育ての両立支援と放課後における児童の適切な遊びや生活の場を提供することにより、こどもの健全な育成を図ります。	教育委員会
85	放課後子ども教室推進事業	新・放課後子ども総合プランにおける一体型の児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討します。	教育委員会
86	学校休業日の児童クラブ事業	月～金曜日の学校休業日(長期休業、臨時休業)については、時間を繰り上げて児童クラブを開所します。	教育委員会
87	こども食堂	町内公共施設で、食事提供等を行います。	保健福祉課 社会福祉協議会
88	こどもたちの居場所づくり	学校と家庭の中間の居場所として、子育て世代支援施設での居場所づくりを推進します。	教育委員会

施策(2)地域ぐるみの子育ての推進

現状・課題

- 飯綱町では、地域でこどもの育ちを支えるため、野外体験や地域の歴史や文化、スポーツ等、様々な体験事業を展開しています。
- 地域資源を利用し、町内児童の異年齢集団交流や自然体験を目的としたトムソーヤフェスティバルは、参加者から好評を得ています。

施策の方向性

- 今後もこどもの健全な育成のために、町内においてクラブ活動やイベントを実施していきます。
- 青少年育成町民会議等を通して、青少年の健全育成を積極的に推進していきます。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
89	トムソーヤフェスティバル	地域資源を利用した野外体験を通して、児童の健全育	教育委員会

		成を図ります。	
90	がぁたく塾	小学生を対象に福祉教育の一環として、こどもの自主性を尊重し、地域の大人がスタッフとして関わりながら、様々な交流活動を行います。	社会福祉協議会
91	いいづなっ子くらぶ	地域のボランティアサポーターの協力により、こどもたちが自ら考え行動する力を育みます。	教育委員会
92	ジュニアスポーツ団体	スポーツの楽しさと喜びを体験させ、心と体を育てます。	教育委員会
93	おはなしの会	幼児から小中学生を対象に、本の楽しさを教え、情操の育成に努めます。	教育委員会
94	ふるさと教室	地域の高齢者とこどもたちのふれあい、文化の伝承を目的に、地区育成会が高齢者を講師とし、昔の芸能文化、遊びを伝える事業を実施した場合に、町青少年育成町民会議が補助金を交付します。	教育委員会
95	社会浄化活動	ボランティア精神を育み、地域の環境浄化活動を促進するため、各地区育成会において地区内のゴミ拾いや公共施設の清掃等、奉仕活動事業を実施した場合に、補助金を交付します。	教育委員会
96	全国規模大会出場補助	こども達の全国規模のスポーツ大会への出場を支援します。	教育委員会
97	青少年育成町民会議の開催	青少年の健全な育成を町民総ぐるみで推進することを目的に、様々な青少年健全育成活動を行います。	教育委員会

施策(3)子育て支援事業と情報提供

現状・課題

- 子育てに関する活動や事業の情報を的確に入手できることは、子育ての安心感につながるため、保護者にとって重要なことです。
- 飯綱町においては、広報誌を活用した「こども子育て未来室だより」の掲載、町のホームページ、SNS、子育てアプリ「すこやかいいづなナビ」等を通じて情報発信を行っています。また、子育て情報の窓口を教育委員会の「こども子育て未来室」に一本化し、連携のとれた情報提供が可能となっています。

施策の方向性

- 子育てに関する事業への参加や子育て支援サービスの利用が図れるよう、多様な媒体から情報の提供・共有を行います。
- 子育てをする上で不安や悩みを抱える保護者がみられることから、安心して子育てを行っていくためにも子育て支援のための体制を強化していきます。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
98	子育てガイドブックの随時更新と配布	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックの内容を随時更新するとともに、転入や第1子出産後の家庭に配布します。	教育委員会
99	子育て支援センター事業	親子の自由な活動を大事にし、楽しく過ごせるイベント等	教育委員会

		を定期的に実施します。	
100	母子保健モバイルサービス【再掲】	子育てアプリ「すこやかいいづなナビ」による予防接種スケジュール、健診記録サービス、医療機関の検索機能を提供します。	保健福祉課
101	ファミリー・サポート・センター事業	依頼会員と提供会員の増加に努め、事業の円滑な実施を図ります。	教育委員会
102	土曜日の子育て支援センター特別開放	就園児も親子で一緒に自由に遊び触れ合える場として、月1回、土曜日に施設を特別開放します。	教育委員会
103	子育て相談の窓口一本化	子育て相談の窓口を「こども子育て未来室」に一本化し、こどもの成長に応じた相談等にワンストップで対応します。	教育委員会
104	町営住宅整備事業	子育て世代を中心とした若者住宅の建設を計画的に進めます。	建設水道課
105	子育て支援情報の配信	広報誌、SNSを活用して子育て支援情報を発信します。	教育委員会

施策(4)子育てしやすい環境の確保

現状・課題

- こどもが犠牲になった事件や事故が目立つ中で、こどもが犯罪に巻き込まれない環境づくりや、交通事故に遭わないための対策が求められています。また、こどもたちが犯罪や事故に巻き込まれることがないように、地域での見守りは欠かせません。
- 近年、地震や台風等の自然災害が多く発生する中、防災教育や災害対策によりこどもを災害から守ることが重要です。

施策の方向性

- こどもが犯罪等に巻き込まれないように地域でこどもの安全を見守る体制を強化していきます。加えて、災害時にこどもたちが自らの安全を確保するための行動ができるように防災教育を推進していきます。
- 元気にこどもが遊べる場所の確保等、子育てしやすい安全・安心なまちづくりに取り組みます。
- 子育て世帯が安全で安心して通行できる道路交通環境を整備します。関係機関とともに実施する通学路の危険箇所の点検を通して、こどもの安全対策に取り組みます。

取組内容

No.	事業名	内容	担当課
106	こどもの犯罪被害防止意識の醸成	見知らぬ人に声をかけられたときの対応、不審者に遭遇したときの対応等、学校で実践的な訓練を実施します。	教育委員会
107	子どもの安全見守り隊の設置	登下校時のこどもたちへのあいさつ、不審者を発見した際に教育委員会等への連絡等を行います。	教育委員会
108	こどもを守る安心の家の支援	こどもが不審者から声をかけられた場合、こどもが駆け込むことができる「安心の家」の支援を行います。	教育委員会
109	保育所・小学校の安全対策の強化	各保育所・小学校において、不審者侵入対応マニュアルを作成し、不審者対応訓練を実施します。	教育委員会

110	防犯カメラの設置	防犯カメラの設置により、施設や公衆用道路での不審者対策の支援を行います。	教育委員会
111	防犯灯の設置	防犯灯の新設、維持補修に対する支援を行い、夜間における住民の交通安全と防犯に努めます。	総務課
112	防災教育の推進	保育所・学校等で避難訓練や、防災に関する啓発・教育を実施します。	教育委員会
113	公園等の維持・管理	こどもを元気に遊ばせることができるよう、安全で快適な利用環境を提供できるよう努めます。	企画課 建設水道課
114	児童遊園地設置補助	地区で設置する児童遊園地における、遊具の設置・修繕等の費用に対し、町が地区へ補助します。	教育委員会
115	交通安全教室の推進	交通安全意識啓発のため、交通安全教室を開催します。	教育委員会
116	危険箇所の点検	PTA・地区の意見を参考に、通学路等の安全点検を実施します。	教育委員会 建設水道課
117	町道改良事業	安全な道路交通環境の整備のため、PTAからの要望を取り入れながら、歩道等の整備を進めます。	教育委員会 建設水道課

第5章 量の見込みと確保の内容

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

飯綱町における、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、前回計画に引き続き、町全体で良好な子育て環境をつくっていくという考え方のもと、町域全体を1つの区域として設定します。

また、「量の見込み」については、令和6年度に実施した、保護者を対象としたニーズ調査の結果と、飯綱町の今後5年間の人口推計、各サービスの利用実績等を踏まえて算出しています。

※地域子ども・子育て支援事業として、令和6年4月に施行された①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し算出しています。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間において、ニーズ調査結果と過去の実績等に基づき、教育・保育の量の見込みを設定するとともに、その確保方策を事業計画として定め、事業を推進していきます。

■認定区分と利用できる施設

子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて保育の必要に応じた3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる子ども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		教育のみ	保育の必要性あり 幼稚園の利用希望あり	保育の必要性あり	保育の必要性あり
利用 施設 可能	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○

(1)就学前の教育・保育事業(保育所、認定こども園)

実施概要

保護者の就労、病気等の理由で、家庭で乳幼児を保育することができない保護者に代わって、その乳幼児の心身の健全な発達をめざし、保育することを目的とする事業です。

実施箇所

【保育所】

・南部保育園 ・りんごっ子保育園 ・さみずっ子保育園

【認定こども園】

・認定こども園 大地

■利用実績(各年度 4 月 1 日現在)

単位:人

<1号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		8	10	3	4	7
<2号認定>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	168	165	164	156	156
	確保の内容	168	165	164	156	156
実績値		172	160	176	146	155
<3号認定:0歳児>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	10	10	9	9	9
	確保の内容	10	10	9	9	9
実績値		2	2	7	3	2
<3号認定:1~2歳>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	49	50	46	45	43
	確保の内容	49	50	46	45	43
実績値		52	48	50	70	65

量の見込みと確保の内容

■教育事業の量の見込みと確保の内容

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳	1号 3~5歳
①量の見込み		5	5	5	5	5
②確保の内容	認定こども園・幼稚園	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

■保育事業の量の見込みと確保の内容

単位：人

		令和 7 年度			令和 8 年度			令和 9 年度		
		2 号 3～5 歳	3 号 0 歳 1～2 歳		2 号 3～5 歳	3 号 0 歳 1～2 歳		2 号 3～5 歳	3 号 0 歳 1～2 歳	
①量の見込み		150	12	75	150	12	75	150	12	75
②確保の 内容	認定こども園・ 保育所	150	12	75	150	12	75	150	12	75
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		令和 10 年度			令和 11 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3～5 歳	0歳	1～2 歳	3～5 歳	0歳	1～2 歳
①量の見込み		150	12	75	150	12	75
②確保の 内容	認定こども園・ 保育所	150	12	75	150	12	75
②－①		0	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策

- こどもの数は徐々に減少していく見込みではありますが、女性の就業者率が高い水準で推移しており、育児休業を 1 年程度取得して職場復帰するケースが増加していることから、0～2 歳児の保育ニーズの増加が見込まれます。
- 保育ニーズの増加や保育所施設の老朽化に伴い、施設の大規模改修又は建て替えについて、検討を開始します。
- 町内にある認可保育所 3 箇所、認定こども園 1 箇所、及び広域利用により対応します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間において、ニーズ調査結果と過去の実績等に基づき、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを設定するとともに、その確保方策を事業計画として定め、事業を推進していきます。

(1)時間外保育事業(延長保育事業)

実施概要

保護者の勤務時間等の都合により、保育所の通常保育時間を超える保育ニーズに対応した事業です。

実施箇所

【保育所】

・南部保育園 ・りんごっ子保育園 ・さみずっ子保育園

■利用実績

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	34	34	33	31	31
	確保の内容	34	34	33	31	31
実績値		49	44	42	40	—

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

■量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	68	68	68	68	68
②確保の内容	68	68	68	68	68
②-①	0	0	0	0	0

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

- 女性の就業者率が高い水準で推移しており、ニーズも高いことから、必要な提供体制を確保します。
- 町内にある3箇所の認可保育所で実施します。

(2)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ事業)

実施概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

実施箇所

・牟礼東児童クラブ ・福井団地児童クラブ ・三水児童クラブ ・赤東児童クラブ

■利用実績(各年度4月1日現在)

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	327	307	294	282	269
	確保の内容	327	307	294	282	269
実績値		290	278	246	246	—

■量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	235	223	211	199	187
②確保の内容	235	223	211	199	187
②-①	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策

- 継続して町内の児童クラブ 4 箇所を実施します。
- 指導員の高齢化が進んでいるため、指導員の増員へ向けた取り組みを進めていきます。

(3)地域子育て支援拠点事業

実施概要

子育て親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供を行う事業です。

実施箇所

・飯綱町子育て支援センター

■利用実績(各年度 4 月 1 日現在)

単位:人

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
計画値	量の見込み	2,619	2,637	3,072	3,048	2,952
	確保の内容	2,619	2,637	3,072	3,048	2,952
実績値		1,545	3,192	3,309	3,566	—

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

■量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②確保の内容	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
②-①	0	0	0	0	0

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

- 今後の必要量(町民)に対する提供体制を確保できる見込みです。
- 未就園児親子の交流や子育ての情報提供を行う場として、より多くの親子に利用してもらえるよう進めて行きます。

(4)一時的保育事業

実施概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

実施箇所

【保育所】

・南部保育園 ・りんごっ子保育園 ・さみずっ子保育園

■利用実績

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	229	228	220	211	208
	確保の内容	229	228	220	211	208
実績値		129	160	67	187	—

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

■量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	200	200	200	200	200
②確保の内容	200	200	200	200	200
②－①	0	0	0	0	0

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○町内にある3箇所の保育所で実施します。

○今後の量の見込みと実際の利用状況に基づき、必要な量の確保に取り組みます。

(5)病後児保育事業

実施概要

病気やケガの回復期にあるこどもを、専用の保育室において、保育士と看護師が一時的に保育する事業です。

実施箇所

・病後児保育室「はぐくみ」

■利用実績

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		2	4	4	0	—

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

■量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	12	12	12	12	12
②確保の内容	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○病後児保育室「はぐくみ」にて実施します。

○長野地域連携中枢都市圏内の病児・病後児保育施設の相互利用により、提供体制の確保を図ります。

(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)

実施概要

保護者の疾病や仕事等の理由により、家庭においてこどもを養育することが一時的に困難な場合や育児疲れ等、一時的にこどもの保育ができない場合に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことができる施設において一定期間、養育・保護を行う事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位:人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○町内に子育て短期支援事業(ショートステイ)を実施する施設がないため、町外の事業所との委託を進めていきます。その間、保護者のニーズがあった場合は、児童相談所と連携し、調整を図ります。

(7)ファミリー・サポート・センター事業

実施概要

乳幼児や小学生等のこどもを有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

実施箇所

・飯綱町子育て支援係(連絡調整)

■利用実績

単位:人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	22	22	34	32	30
	確保の内容	22	22	34	32	30
実績値		0	0	0	2	—

※「単位:人」は年間延べ人数を表します。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

※「単位：人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○提供会員の確保のため、広報に力を入れるとともに、県や長野市(連携中枢)で行っている提供会員研修(子育て支援員研修)に参加しやすい方法を検討します。

(8)子育て世帯訪問支援事業

実施概要

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、育児・家事支援を実施します。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	150	150	150	150	150
②確保の内容	150	150	150	150	150
②－①	0	0	0	0	0

※「単位：人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○令和5年4月より子育て世帯訪問支援事業を開始し、令和 5 年度は約 30 件、令和 6 年度は約 140 件の利用がありました。育児・家事支援が必要だと判断した家庭全てに対して実施できるよう努めます。

(9)児童育成支援拠点事業

実施概要

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

提供体制と確保方策

○町内には、児童育成支援拠点事業所がないため、今後のニーズによって検討を進めていきます。

(10)親子関係形成支援事業

実施概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

提供体制と確保方策

○今後のニーズや要保護児童対策協議会で必要と思われるケースにより、検討を進めます。

(11)妊婦等包括相談支援事業

実施概要

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
②－①	0	0	0	0	0

※「単位：人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○妊娠届出時や妊娠8か月頃のアンケート、及び新生児訪問において実施します。

(12)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

実施概要

全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	—	—	—	—
②確保の内容	0	—	—	—	—
②－①	0	—	—	—	—

※「単位：人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○こども誰でも通園制度について、国や近隣町村の動向も注視しながら、令和 8 年度以降の本格実施までに見込み等を精査していきます。

(13)産後ケア事業

実施概要

産後一年以内の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

■量の見込みと確保の内容

単位：人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	14	14	14	14	14
②確保の内容	14	14	14	14	14
②－①	0	0	0	0	0

※「単位：人」は年間延べ人数を表します。

提供体制と確保方策

○宿泊型や通所型は長野市にある医療機関等で実施しています。また訪問型は、保健師・母乳育児コンサルタントにより行います。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保と、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、給付を行います。

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 推進体制の整備

本計画の子ども・子育て支援対策は、社会全体でこどもの育ちと子育てを支援し、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすという考え方が基本となります。そのため、本計画の着実な推進を図るため、庁内の福祉、保健・医療、教育等の関係各課との連携により、各施策に取り組んでいきます。

また、町民の意見やニーズを把握しながら、家庭をはじめ、学校、地域、企業、その他の関係団体等との連携と協働のもとに計画の推進に取り組みます。

2 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、定期的に点検・評価することが重要です。そのため、計画策定後も適切に進行管理を行うにあたり、計画を立案(PLAN)し、実施(DO)することはもちろん、目標設定や計画策定後も適切に評価(CHECK)、改善(ACTION)が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル(PDCA サイクル)により、計画の着実な推進を目指します。

3 計画内容や進捗状況の周知

本計画の内容や進捗状況については、町ホームページや広報誌への掲載等、様々な機会を捉えて町民への広報を行い、理解を促していきます。あわせて、これらに対する町民の意見の聴取に努め、計画推進に反映していきます。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	内容
令和6年3月1日～ 令和6年3月22日	ニーズ調査の実施
令和6年8月21日	第1回保育所運営委員会(第1回飯綱町子ども・子育て会議) ・第3期飯綱町子ども・子育て支援事業計画(骨子案)について
令和7年1月29日	第2回保育所運営委員会(第2回飯綱町子ども・子育て会議) ・第3期飯綱町子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和7年2月14日～ 令和7年3月15日	パブリックコメントの実施
令和7年3月17日	第3回保育所運営委員会(第3回飯綱町子ども・子育て会議)(書面開催) ・パブリックコメント手続きによる意見募集結果について ・第3期飯綱町子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和7年3月25日	飯綱町教育委員会定例会 ・第3期飯綱町子ども・子育て支援事業計画の策定について(報告)

2 委員名簿

選出区分	氏名
主任児童委員	木賀田 由美
主任児童委員	宮島 千幸
教育関係者	桑原 文彦
識見者	宮本 真樹子
識見者	大塚 幸枝
区長(坂上区長)	本山 広
区長(倉井区長)	青山 政一
南部保育園保護者会長	石綿 未来
りんごっ子保育園保護者会長	阿部 貴幸
さみずっ子保育園保護者会長	高藤 裕之

3 飯綱町保育所運営委員会に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、飯綱町保育所条例(平成17年飯綱町条例第58号)第4条第1項の規定に基づき、飯綱町保育所運営委員会(以下「委員会」という。)の任務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項につき、町長の諮問に応じて調査審議するものとする。

- (1) 保育所の設置及び運営管理に関すること。
- (2) 子どものための教育・保育に関する利用者負担額等に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項に関すること。
- (4) 家庭的保育事業等の認可に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、保育所運営上の重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 民生児童委員
- (2) 教育関係者
- (3) 識見を有する者
- (4) 区長
- (5) 保育児童の保護者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各々1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会こども保育係が当たる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年9月30日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

第3期飯綱町子ども・子育て支援事業計画

発 行：令和7年3月

発行者：飯綱町教育委員会

住 所：〒389-1293

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼 2795-1

電 話：026-253-4769